

令和3年度 アジア・太平洋、アフリカの
女性交流事業 事業報告書
ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて

内閣府 男女共同参画局



はじめに

ジェンダーに基づく暴力（以下、「GBV」）の根絶に向けた取組は、世界的にも日本においてもその重要性に対する認識が高まっている。政府・市民社会等が GBV 対策に長く取り組んできたが、近年、職場や家庭などさまざまな場で起こる女性に対する暴力に関する事件が国内外で広く報道され、被害者の保護や加害者の処罰を求める動きが広がった。2017 年にアメリカの映画プロデューサーによるセクシュアル・ハラスメント事件をきっかけとして始まった #MeToo 運動は、世界各地に拡大し、日本にもソーシャル・メディア上で波及した。また、性暴力事件の判決をきっかけに、花を手にして性暴力に抗議するフラワーデモが国内各地で行われた。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による配偶者からの暴力（DV）やソーシャル・メディアを悪用した GBV の増加が世界の多くの国々で報告され、一層の取組が求められている。

GBV の根絶は、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメントの達成」のほか、G7 や G20、経済協力開発機構（OECD）やアジア・太平洋経済協力会議（APEC）といった国際会議や多国間協議でも取り上げられている。令和元年 8 月に横浜市で開催された第 7 回アフリカ開発会議（TICAD 7）において取りまとめられた「横浜宣言 2019」の付属文書、「横浜行動計画 2019」においては、「持続可能で強靱な社会の深化」の具体的な行動の 1 つとして、「職業訓練を促進し、女性と若者のサービスアクセスの増加と機会の拡大を図ること」が掲げられ、日本が GBV の根絶に取り組む各国の行政官などを招へいする交流・研修事業を実施することが盛り込まれた。また、開発のためのアフリカ・ファーストレディー協会、国連人口基金（UNFPA）、アフリカ連合主催の TICAD 7 サイドイベント「アフリカにおけるジェンダーに基づく暴力をゼロに！～ともに、実現へ～」が開催され、ナミビア共和国、シエラレオネ共和国、ブルキナファソ、コンゴ民主共和国、マダガスカル共和国、マリ共和国の大統領やファーストレディーが登壇し、日本からも内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が出席した。

日本では、令和 2 年 12 月に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画において、女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害として、その予防と被害からの回復のための取組を推進するため、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する施策を盛り込んだ。配偶者暴力相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置と強化、相談事業の拡充に加え、民間シェルター等の先進的な取組支援、加害者プログラムの試行実施、幅広い啓発活動などに取り組んでいる。

こうした背景を踏まえ、日本を含むアジア・太平洋地域及びアフリカ地域の GBV 関係者間の交流により、知見や経験の共有を進め、それぞれの国における人材の育成と対応能力の強化にも貢献することを目的とし、令和 2 年度に「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業 ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて」を開始した。アジア・太平洋地域とアフリカ地域における GBV の状況について調査を行うとともに、政府や在外公館の協力を得て事業参加者を選定し、オンラインによる情報共有・意見交換会を開催した。

令和 3 年度は、令和 2 年度の活動成果を踏まえながら、参加者間のオンライン交流会と日本の実務者に向けた公開セミナーを開催し、参加者間の交流を深めるとともに、より広く知見と学びを共有する機会を設けた。この成果が、令和 4 年に開催が予定されている第 8 回アフリカ開発会議（TICAD 8）など、国や地域を越えた GBV 根絶に向けた協力につながっていくことが期待される。

目次

I. 事業の概要	1
1. 事業の目的	1
2. 参加者（9か国）	1
3. 事業内容	2
（1）交流会（英語圏及び仏語圏、計9か国）	2
（2）公開セミナー	2
II. 交流会報告	3
1. 交流会の概要	3
2. 交流会日程と講師・参加者一覧	3
（1）交流会日程と講師一覧	3
（2）事業参加者一覧	4
3. 講師紹介と講義の概要	5
（1）日本の男女共同参画の政策とGBV関連制度	5
（2）配偶者暴力相談支援センターの役割と機能	7
（3）GBV対策への男性の巻き込み	9
（4）被害女性の自立支援制度	11
（5）ワンストップセンターの役割と機能	13
4. 英語圏交流会実施結果	15
（1）第1回交流会	15
（2）第2回交流会	16
（3）第3回交流会	18
（4）第4回交流会	20
（5）第5回交流会	22
5. 仏語圏交流会実施結果	24
（1）第1回交流会	24
（2）第2回交流会	25
（3）第3回交流会	27
（4）第4回交流会	28
（5）第5回交流会	30
（6）第6回交流会	31
III. 公開セミナー	34
1. 概要	34
（1）公開セミナーの目的	34
（2）公開セミナーの内容	34
（3）参加者	34
2. 基調講演	35
（1）講師紹介と講演の概要	35

3.	パネルディスカッション.....	37
(1)	コロナ禍、ポストコロナのGBVの現状と取組.....	37
(2)	GBV 予防と加害者対応プログラム.....	40
4.	事後アンケートの結果.....	43

略語表

略語	英語名称	日本語名称・説明
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア・太平洋経済協力会議
ASD	autism spectrum disorder	自閉スペクトラム症
CEDAW	Convention of Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
DV	domestic violence	ドメスティック・バイオレンス
G7	Group of Seven	フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ
G20	Group of Twenty	G7と13の国と地域（EU、ロシア、中華人民共和国、インド、ブラジル、メキシコ、南アフリカ共和国、オーストラリア、大韓民国、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、アルゼンチン）
GBV	gender-based violence	ジェンダーに基づく暴力
NGO	non-governmental organization	非政府組織
NPO	non-profit organization	非営利団体
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PTSD	post-traumatic stress disorder	心的外傷後ストレス障害
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SNS	social networking service	ソーシャル・ネットワーキング・サービス
TICAD7	7 th Tokyo International Conference on African Development	第7回アフリカ開発会議
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金

本報告書で使われている用語リスト

用語	解説
グローバル・ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年発表する、世界各国の男女格差を測る指数。指数は「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。
児童婚	18歳未満での結婚、またはそれに相当する状態にあること ¹ 。
ジェンダーに基づく暴力（GBV）	国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（1993年）では、女性に対する暴力を「公的・私的な場面でジェンダーに基づく身体的、性的、心理的被害・苦しみを引き起こすまたは引き起こす可能性のある行為、強制や自由の剥奪」と定義している。本事業ではこの定義に基づき、ジェンダーに基づく暴力を「ジェンダー規範や不平等なジェンダー関係に基づいて振るわれた暴力」とする。特に、公的・私的な場及びオンライン上で、男性加害者による女性・女児に対する身体的、心理的、経済的、性的な暴力を中心に取り上げる。
自閉スペクトラム症	自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群ともいう。遺伝的要因が複雑に関与して起こる脳機能障害で、言語やコミュニケーションの障害が認められることが多い ² 。
女子差別撤廃条約（CEDAW）	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているか

¹ ユニセフ HP（最終閲覧 2022 年 2 月 21 日） <https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_act04_04.html>

² 厚生労働省 e-ヘルスネットを基に作成（最終閲覧 2022 年 2 月 21 日）

<<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart/k-03-005.html>>

用語	解説
	いないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
ストーカー規制法(通称)	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。ストーカー行為等を規制する法律。令和3年改正(施行)。
性と生殖に関する健康と権利	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。 定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領(1995)のパラグラフ94、95、106(k)を参照 ³ 。
男性性	英語のマスキュリニティ(masculinity)の訳語で、「男のあり方」のことをいう。暴力的・支配的で女性にも男性にも悪影響を与える男性のあり方は「有害な男性性」と呼ばれる。一方、本書で使われている「ポジティブな男性性」は、暴力を振るわず他者への配慮に満ちた男性のあり方を指して使われる。
デートDV	交際相手による暴力、恋人間の暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性暴力も含む ⁴ 。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にあるかまたはあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。海外ではパートナー間暴力(Intimate Partner Violence: IPV)と呼ばれることが多い。
配偶者暴力防止法(通称)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。DV法とも呼ばれる。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的とする。令和2年改正(施行)。
保護命令	配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、または、配偶者からの生命などに対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命や身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。
リベンジポルノ防止法(通称)	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」。性的な画像等をその撮影対象者の同意を得ずにインターネットの掲示板等に公表する行為を禁止する。平成26年施行。
ワンストップセンター(ワンストップ支援センター)	GBV被害者が医療や心理的、法的支援等を1か所で受けられる施設。二次被害が避けられるよう、被害者は被害の内容について何度も説明をする必要がなく、迅速に必要なさまざまな支援を受けることができる。

* GBVの被害者の主体性を尊重する表記として、サバイバーあるいは被害者/サバイバーがあるが、本書では被害者の主体性を認識しつつも内閣府男女共同参画局の他の出版物に合わせ、「被害者」という表記で統一する。

³ 内閣府男女共同参画局 HP (最終閲覧 2022 年 3 月 25 日)
<https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html>

⁴ 東京ウィメンズプラザ HP (最終閲覧 2022 年 2 月 21 日)
<<https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/consult/tabid/93/Default.aspx>>

I. 事業の概要

1. 事業の目的

令和3年度「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業 ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて」に関する交流プログラムは、GBV 根絶への貢献を目的として内閣府男女共同参画局が実施する事業で、日本を含むアジア・太平洋地域、アフリカ地域からの参加国の実務者間の交流を通し、知見と経験の共有を促進する。

2. 参加者（9か国）

以下の対象国から各国行政官1人と各国支援団体（NGO など）（以下、「支援団体」）職員1人の計2人を参加者とする。

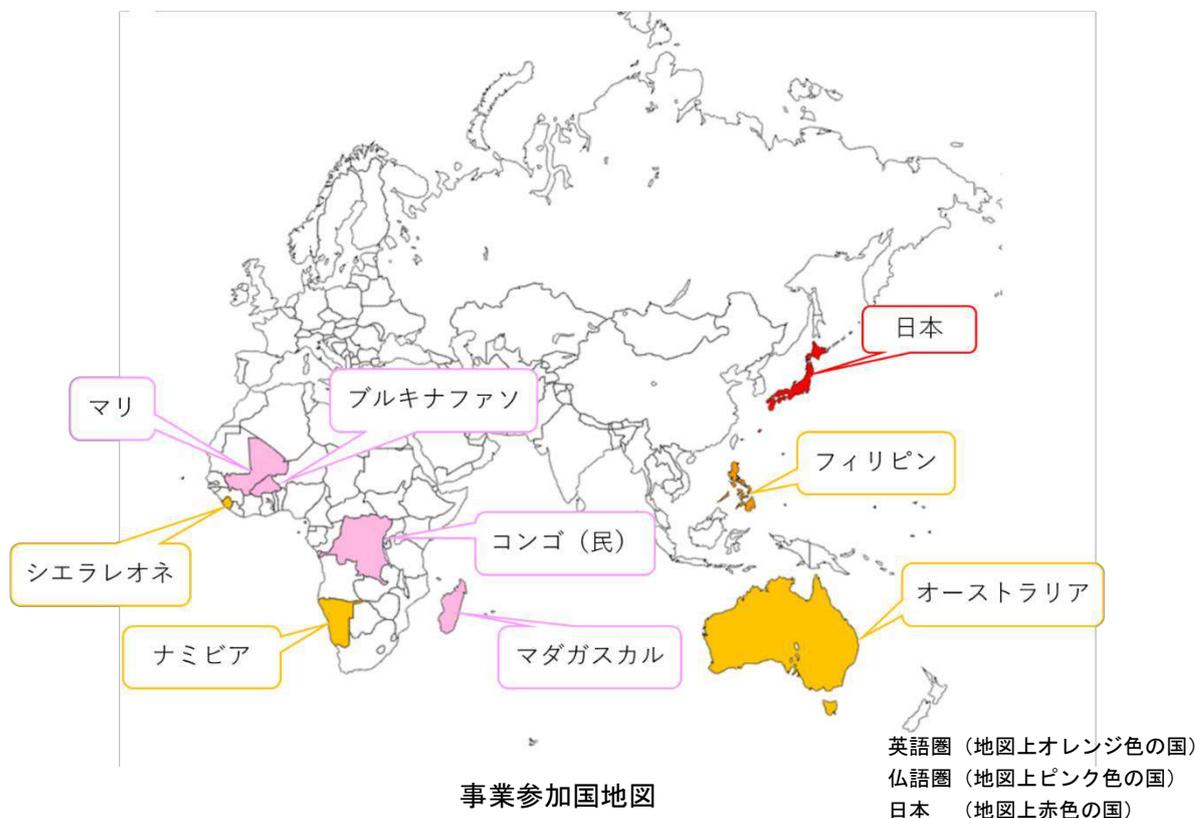
・アフリカ地域：

- （英語圏） ナミビア共和国（以下、「ナミビア」）
シエラレオネ共和国（以下、「シエラレオネ」）
- （仏語圏） ブルキナファソ
コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」）
マダガスカル共和国（以下、「マダガスカル」）
マリ共和国（以下、「マリ」）

・アジア・太平洋地域：

- （英語圏） オーストラリア連邦（以下、「オーストラリア」）
フィリピン共和国（以下、「フィリピン」）

・日本



3. 事業内容

令和3年度は、令和2年度の調査や情報共有・意見交換会の実施結果に基づいて選定したトピックに関する交流会と、日本の実務者を含む一般参加者を迎えた公開セミナーをオンラインで実施した。

(1) 交流会（英語圏及び仏語圏、計9か国）

各トピックについて豊富な経験と知見を持つ日本の専門家・有識者の講義を聞き、質疑応答及び参加者間の意見交換・情報共有を行った。英語圏、仏語圏のグループに分かれて、合計11回の交流会を通じて一層交流を深め、踏み込んだ議論をすることができた（本報告3ページ参照）。

(2) 公開セミナー

国内有識者による基調講演と、事業参加者によるパネルディスカッションからなる公開セミナーを開催した。国内の実務者及びGBV対策に関心を持つ一般参加者51人を迎え、基調講演講師やパネリストとの間で活発な質疑と意見交換を行うことができた（本報告34ページ参照）。

II. 交流会報告

1. 交流会の概要

令和3年度「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業」では、令和4年1月11日から25日にかけて、英語圏グループと仏語圏グループで合計11回、各回約2時間のオンラインでの交流会を実施した。交流会では、実務に携わる専門家や有識者による40分の講義、質疑のあと、小グループごとに講義の内容に関連した各国の現状や課題、対策について討議した。小グループ討議には講師にも参加してもらい、コメントやアドバイスを受けた。また、参加者の間でも、それぞれが直面する課題について対応が提案されるなど、情報や経験を交換する有益な機会となった。なお、⑥については、講義はなく、グループ内で交流会全体の学びや今後の取組への活用について話し合った。

交流会トピックは以下のとおり。

- ① 日本の男女共同参画の政策と GBV 関連制度
- ② 配偶者暴力相談支援センターの役割と機能
- ③ ワンストップセンターの役割と支援の実際
- ④ GBV 対策への男性の巻き込み
- ⑤ 被害女性の自立支援制度
- ⑥ プログラムでの学びを踏まえた参加者による意見交換

2. 交流会日程と講師・参加者一覧

(1) 交流会日程と講師一覧

交流会講師と実施日は以下のとおり。

講師名 (敬称略)	トピ ック	講師所属・役職	実施日	
			英語圏	仏語圏
むらかみ こうじ 村上 耕司	①	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 企画調整官	1月14日 午後5時	1月14日 午後7時
まつだ ゆみ 松田 由美	②	東京都女性相談センター 事業担当・課長代理	1月20日 午後5時	1月21日 午後7時
ひらかわ かずこ 平川 和子	③	特定非営利活動法人 性暴力救援センター・SARC 東京 理事長	1月13日 午後5時	1月20日 午後7時
たが ふとし 多賀 太	④	一般社団法人 ホワイトトリボンキャンペーン・ ジャパン 共同代表 関西大学 教授	1月19日 午後7時	1月18日 午後7時
まつもと かずこ 松本 和子	⑤	特定非営利活動法人 女性ネット Saya-Saya 代表理事	英語圏・仏語圏同時開催 1月11日午後7時	
	⑥	プログラムでの学びを踏まえた参加者による 意見交換	1月25日 午後7時	1月24日 午後7時

(2) 事業参加者一覧

事業参加者は以下の通り。次項以降で講師と講義の概要を紹介する。

英語圏グループ

国	種別	機関・団体名	参加者名
オーストラリア	支援団体	Gender Equity Victoria (GENVIC)	タニヤ・コバック
フィリピン	支援団体	Legal Alternatives for Women Center, Inc. (LAW)	バージニア・プランカ・サンチャゴ
ナミビア	政府	ジェンダー平等・貧困削減・社会福祉省	ラヒミサ・カムインゴナ
	支援団体	One Economy Foundation (ONE)	ベロニカ・セロン
シエラレオネ	政府	外務・国際協力省	ダーリン・ルーシー・ムロマ
	支援団体	Rainbo Initiative	レベッカ・カリー
日本	政府	内閣府男女共同参画局 男女間暴力対策課	田島 透 原 恵 林 未央
	支援団体	NPO 法人女性ネット Saya-Saya	千野 洋見

仏語圏グループ

国	種別	機関・団体名	参加者名
ブルキナファソ	政府	ジェンダー・国民連帯・家族・人道活動省	ウエドラオゴ・トゥグリ・マリ・マドレーン
	支援団体	Mwangaza Action	ブリジット・ヤメオゴ
コンゴ民	政府	ジェンダー・家族・子ども省	チバンダ・レピラ・セシール
	支援団体	Cris du Peuple Opprimé (CPO-ONG)	マーレイン・ンデレラ
マダガスカル	政府	人口・社会保障・女性振興省	パトリシア・ボドソア・オリヘン・ラソロンジャトボ
	支援団体	C for C	サリアカ・ナンテナイナ
マリ	政府	女性・子ども・家族振興省	ケイタ・ファディマ・タル
	支援団体	IAMANEH SUISSE	ファトウマタ・サンガレ
日本	政府	内閣府男女共同参画局 男女間暴力対策課	田島 透 原 恵 林 未央
	支援団体	女のスペース・おん	山崎 菊乃

3. 講師紹介と講義の概要

(1) 日本の男女共同参画の政策と GBV 関連制度

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

企画調整官 村上 耕司



内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課において、企画調整官として、配偶者暴力防止法の見直しに関する事務などを担当。2004 年内閣府入府。これまで、消費者政策、子ども・子育て政策、経済財政政策などの業務に携わってきたほか、2013 年 9 月に内閣府副大臣の秘書官として科学技術政策・宇宙政策、行政改革・規制改革などを担当。2019 年 9 月より内閣府特命担当大臣（少子化対策）の秘書官として、仕事と子育ての両立、不妊治療への支援、男性の育児休業取得の促進、子どもの貧困対策などに携わるほか、2021 年 2 月より閣僚級としては世界で初となる孤独・孤立対策担当大臣を秘書官として支える。2021 年 10 月より現職。

「日本の男女共同参画の政策と GBV 関連制度」

世界経済フォーラムのグローバル・ジェンダー・ギャップ指数の世界ランキングで、本事業参加国の中ではナミビアが最も高く 6 位、次いでフィリピンが 17 位となっている。日本は 156 か国中 120 位だが、政府としても男女共同参画推進の重要性を認識し、総理大臣が①女性の経済的自立、②女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現、③男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げる、④第 5 次男女共同参画基本計画に掲げた目標の達成に向けた取組、という男女共同参画社会実現の 4 つの柱を提示している。

1) 「男女共同参画」は何をもたらすのか

男女共同参画それ自体が価値を持つことは論を待たない。日本の人口は 1990 年代半ばまでの人口ボーナス時代から、生産年齢人口が減少しており、さらに、現在は総人口と生産年齢人口がともに減少していく人口オーナスの時代となり、今後もこの傾向が続くと推計されている。そのような中、日本政府は女性が活躍できる社会をつくることを成長戦略として掲げた。男女共同参画の取組は、女性の雇用を促進し、男性を上回る雇用・給与の伸びをもたらした。女性の給与所得・雇用増の経済効果は 10 年間で 11 兆円に上り、大きな経済効果につながった。さらに、男女間の賃金格差が解消されれば、16 兆円の経済効果が見込まれることから、男女共同参画は人口オーナス時代の経済成長の必要条件でもあるといえる。

2) 「男社会」は何を失っているのか

OECD 加盟 37 か国の 15 歳時点を対象とする学習到達度調査で、日本の女性は科学的リテラシーが 3 位、数学的リテラシーが 2 位と上位を占めている。企業でも女性の管理職は増加しているものの、まだ第 5 次男女共同参画基本計画の目標値に達していない。経営幹部における女性割合が高い企業の株価パフォーマンスが高いという調査結果もあり、企業は女性管理職が少ないことにより、優秀な人材確保の機会や成長機会を失っているといえる。企業のみでなく、国家公務員中級管理職に占める女性割合は OECD 諸国の中でもとりわけ低い。コロナ禍で経済的理由から生理用品が購入できない女性・少女の「生

理の貧困」が日本でも表面化し、政府がNPOを通じて支援を開始した。このような問題は、政治や行政も十分に理解ができず、女性も声をあげにくく、支援が行き届いていなかったものといえ、「男社会」の行政が政策の広さを失っている象徴といえる。

3) コロナ禍は日本に何をもたらしたか

コロナ禍は社会に大きな影響を与えたが、特に女性の雇用の脆弱さを浮き彫りにした。日本で初めて新型コロナウイルス感染症が拡大した2020年の3月と4月の就業者数を男女で比べると、男性の就業者は39万人減少したのに対し、女性は70万人減少となった。コロナ禍の結果、家庭で過ごす時間が増加した人と変わらない人を男女それぞれ比較すると、男性は、家族と過ごす時間が増加したほうが、変わらない場合より生活全体の満足度の低下の幅が小さいのに対し、女性は、逆に家族と過ごす時間が増加したほうが、生活全体の満足度の低下の幅が大きい。また、女性は男性に比べ、家庭での家事・育児・介護負担が大きすぎる、家族の健康を守る責任が大きすぎると感じる傾向にあり、コロナ禍の在宅により、家事・育児・介護負担の差が女性により強い不安を与えていることが分かる。

また、コロナ禍はDV、性犯罪・性暴力を表面化させた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後、2019年度と2020年度を比べると、DVに関する相談件数は約1.6倍、性犯罪・性暴力の相談件数は約1.2倍に増加した。

4) 日本のGBV関連制度の状況

性犯罪・性暴力被害に関する電話相談窓口として、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる、全国共通短縮ダイヤル「#8891（はやくワンストップ）」を2020年10月に導入した。2021年10月からは、夜間休日といった最寄りのワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付ける夜間休日のコールセンターを設置した。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用したチャット相談である性暴力に関するSNS相談「Cure time（キュアタイム）」も開始した。なお、ワンストップ支援センターでは、緊急避妊薬の処方、証拠採取、性感染症検査、カウンセリング、同行支援などを提供している。性犯罪関係では、性交同意年齢の引き上げ、地位を利用した性交等・わいせつな行為に関する処罰や、配偶者間での強制性交などの成立の明確化など、刑法の見直しが進行中である。

DVに関しても専門の相談窓口があり、DV相談ナビ「#8008」については、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等に電話がつながる仕組みになっている。2020年に開始したDV相談プラスは、電話相談（24時間対応）に加えメールやSNSによる相談、外国語相談も受け付けている。また、必要に応じて、病院や警察等への同行支援や緊急時の保護等の支援を実施している。配偶者暴力防止法の見直しも進行中で、裁判所が出す接近禁止等の命令に関し、精神的暴力や性的な暴力についても申し立てられることとするか、精神的に重大な危害を生じる恐れがある場合についても命令を発出できることとするか、命令違反を厳罰化するか、などが検討されている。

(2) 配偶者暴力相談支援センターの役割と機能

東京都女性相談センター（東京都福祉保健局）

事業担当・課長代理 松田 由美

「東京都女性相談センターの事業について —配偶者暴力相談支援センターとしての役割—」

東京都女性相談センターは、1956年制定の売春防止法に基づいて設置された婦人相談所がその始まりである。2001年の配偶者暴力防止法制定で、センターに「配偶者暴力相談支援センター」としての役割が追加された。その他、2000年のストーカー規制法、2004年の人身取引対策行動計画に基づき、女性やその子どもに緊急保護や自立のための支援をしている。

2021年3月時点、東京都には東京都女性相談センターと東京ウィメンズプラザという2か所の広域の「配偶者暴力相談支援センター」がある。どちらも相談業務や研修・啓発活動を行うが、センターにはさらに一時保護機能とそれに付随する相談機能があり、①DV被害者の相談受付、②緊急時の被害者一時保護、③保護命令制度の利用に関する情報提供等、④DVによる一時保護・相談を受けての各種証明書の発行、の役割を果たしている。

1) DV被害者の相談受付

東京都女性相談センターは、最近4年間は約2万7千件から2万8千件の電話や面接の相談を受けている。そのうち、DVの相談は12～16%を占めている。センターがDVの相談を受け、支援が必要と判断した場合、平日昼間であれば基礎自治体の福祉事務所の婦人相談員に連絡し、夜間や休日は最寄りの警察に通報して相談するよう助言する。

2) 緊急時の被害者一時保護

福祉事務所や警察への相談の結果一時保護となり、センターに入所すると、医学的判定、心理・精神科判定、行動観察などが行われる。入所後でも、本人の意思で退所する場合もある。最終的には、各自の状況に合った施設への入所、帰郷（帰宅）、公営住宅等への入居、住込み就労など、行先が決まってから退所する。一時保護の件数にDVが占める割合は少なくない。2019年4月から2020年3月までの総件数671件のうち、DVのケースは384件と約6割を占めている。そのうち230件が母子世帯である。年齢別では、20代と30代で約半数を占める。同期間、1日に保護した人数は平均で51.4人、1人当たりの平均保護日数は17.1日だった。保護の理由は、夫などからの暴力が57.5%と最多を占める。ストーカー被害やその他の暴力被害と合わせると、暴力被害を理由としたケースが71.2%に上る。保護したDV被害者の退所先は施設が46.5%、帰宅が9.1%、親族宅が13%で、例年、約1割のDV被害者が加害者のいる自宅に戻っている。

一時保護の対象は、売春防止法や配偶者暴力防止法に基づいて保護が必要とされる女性で、同伴の子どもを含む。本人が入所を希望していること、自傷他害の恐れがないことなどが条件となる。また、入所中は集団生活のルールがある。基本的に2人部屋で、母子の場合は世帯で1部屋となる。食事は食堂でとり、風呂・トイレは共用である。喫煙所はあるが、飲酒は禁じられている。外出や外部との連絡に

制限があり、外泊、通勤、通学は認められない。スマートフォン等の通信機器使用には制限がある。これは、加害者による追及や被害者と加害者とのコンタクトを避けることにより、加害者による被害者の所在の特定を回避し、被害者の安全を確保するためである。医薬品やかみそりなどの危険物も保護所で預かる。一時保護後の生活がスムーズに送れるように、一時保護前には必ず緊急性、要保護性、暴力加害者から追及される可能性、病気・けが・障害・アレルギー等の有無、一時保護所のルール、本人の意思などを確認する。

入所之际には、まず保護所職員が保護所利用のガイダンスをする。次に心理担当職員による心理・精神医学的チェック、内科医師・看護師の問診・医学的判定がある。看護師は、平日の朝・夕に居室を回り健康状態を確認する。入所後3日以内に保護担当職員が面接し、DV被害者の場合は暴力の内容についての聞き取りや保護命令制度の説明などを行う。担当職員とは随時、面談・相談できる。入所後5～7日間は心理職員が心理学的判定をするとともに、DVに関する心理教育やカウンセリングなどの心理的ケアを、本人と同伴者に対して行う。必要に応じて精神科医にもつなぐ。栄養士は、食事提供のほか退所に向けた栄養相談にも応じる。特別相談員に予約をして、家庭裁判所で扱う問題について相談することもできる。

これらの支援を受けて概ね2週間以内に、婦人相談員と連携して本人の意思を確認し、適切な退所先を選定する。退所後についても助言し、自宅に戻る退所者には、再度保護を求めることもできることを伝えて送り出す。婦人相談員には退所後も相談することができる。

DV被害者には、いくつかの特徴がみられる。自閉スペクトラム症（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の症状、アルコールや薬物、精神科薬への中毒、気分障害（うつ）、解離性障害、統合失調症、人格障害、発達障害などがみられることがある。母子で保護した場合は、養育能力に課題があることもある。児童虐待が疑われる場合には、児童相談所に通告する。一時保護中に母子分離となる場合もある。子どもにDVを目撃させることは、子どもへの心理的虐待であることを、母子への心理教育の際に伝えている。

3) 保護命令制度の利用に関する情報提供等

DV被害者が東京都女性相談センターに保護命令について相談した場合は、センターが制度について説明しDV被害について聞き取る。その上で、被害者本人が地方裁判所に保護命令を申し立てる。センターから裁判所に書面を提出し、その後、裁判所から「保護命令申立事件」の結果が通知される。

4) DVによる一時保護・相談を受けての各種証明書の発行

東京都女性相談センターは、「配偶者暴力相談支援センター」として、一時保護、または面接相談をしたという証明書を発行する。証明書は、健康保険加入・脱退や暴力加害者による住民票交付請求の拒否など、加害者からの追及を避けるための手続きに使用することができる。

これらの支援を提供するにあたり、DVは、圧倒的に女性や子どもが被害を受ける重大な人権侵害であり、理由にかかわらず暴力を振るう側に非があること、暴力被害者支援に中立の立場はあり得ないことを理解する必要がある。逃げてきたことは積極的に支持すべきものであり、二次被害は回避せねばならない。最終的な行動を決めるのは被害者本人自身であることを忘れてはならない。

(3) GBV 対策への男性の巻き込み

一般社団法人 ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン 共同代表

関西大学 文学部教育文化専修

教授 多賀 太



関西大学教授。2022年3月までハーバード大学客員研究員。九州大学助手、久留米大学助教授、シドニー大学客員研究員などを経て現職。専門は社会学。ジェンダー（特に男性性）、教育、家族、ワークライフバランスなどを研究。1990年代から日本で男性問題に取り組む市民活動に参加。2000年代以降、欧米や東アジアの男性性研究者や男性問題に取り組む実践家たちと交流。2016年、男性主体でGBV防止に取り組む一般社団法人ホワイトリボンキャンペーン・ジャパンを設立し共同代表に就任。NPO法人デートDV防止全国ネットワーク理事。著書に『男性のジェンダー形成』『男らしさの社会学』『男性の非暴力宣言』『男子問題の時代？』など。

「GBV 対策への男性の巻き込みについてー日本の事例を中心にー」

1) はじめにーGBV と男性

1990年代末まで男性は女性の地位向上政策に不在だったが、2000年代以降、男性がジェンダー問題の当事者であることが改めて認識されるようになった。①女性が直面する問題の多くは男性との関係性のもとで発生するものであり、ジェンダー平等には男性の変化が不可欠であること、②狭く定義された「男らしさ」を達成することへの社会的圧力が男性の健康と生活の質に悪影響を与えているという現状があり、ジェンダー平等が男性にも利益をもたらす、ということが理解されるようになってきている。

男性が、GBVは他人事ではないという当事者意識を持ってGBV対策に加わるのが重要である。母、姉妹等の身近な女性が被害にあっていること、自身が意図せず加害している可能性があること、男性も暴力の被害者になり得ることを考えると、男性もGBV対策に取り組む責任がある。GBVがない社会は女性だけでなく、男性にも安全で生きやすい社会である。

2) 日本におけるGBV被害の実態とジェンダー差

日本のGBV被害の実態を見ると、女性が被害者となる場合がほとんどだが、男性の被害も見逃すことはできない。配偶者や交際相手からの暴力被害体験、ストーカー被害経験、強制性交の被害経験ともに、被害を受けた人の割合は全般的に女性が多いが、配偶者から何らかの暴力を受けている男性も少なからずいる。強制性交の被害経験者のうち、同性からの被害は男性に多い。また、被害者のうち誰かに相談した割合は男性が低い。

3) 日本における男性に向けたGBV対策の現状

日本における男性に向けたGBV対策として、①加害者更生、②被害者支援、③男性相談、④予防教育、⑤意識啓発、がある。加害者更生は制度化されておらず法的規制もない。有効性への疑念もあり、加害者更生の制度化はまだ難しい。しかし、近年被害者支援の一環として、加害者対応に関心が高まっており、日本政府は2000年からDV加害者更生に関する調査を実施している。民間団体の取組に関する調査も実施されている。

また、民間ではDV加害者更生教育プログラムの全国ネットワークが2019年に結成されている。ネットワークの構成団体は、被害者を一時的に保護しても、加害者が変わらなければ被害者の安全・安心はないと考え、被害者支援のための加害者更生支援を実施している。治療やカウンセリングではなくグループでの教育という形をとり、自分の行動の意味や相手の気持ちに気づき、自分の行動の結果に責任を持つなど、加害者の価値観を変えることを目的とする。

男性被害者支援に関しては、相談・保護施設が女性を対象とすることが多く、男性被害者へ支援が行き届きにくい現状がある。しかし男性相談は、DVや性暴力などの被害・加害など男性のさまざまな悩みに、ジェンダーに敏感な視点を持つ相談員が対応することで、男性の悩みを暴力的でない方法で解決する支援であり、男性による加害を減らすことができる。政府も2011年から15年の第3次男女共同参画基本計画で、男性への相談活動実施を提示し、2014年には内閣府が男性相談体制整備のマニュアルを作成した。2021年5月時点で全国73か所に公的な男性相談窓口が開設されている。

DV予防に関して、文部科学省も幼児や思春期の男女の予防教育に乗り出し、年齢段階別の啓発資料を作成・公表している。民間においても、デートDVの予防教育や啓発を行う団体・個人のネットワークが2018年に設立された。デートDV防止に向け、予防教育、政策提言、調査研究、イベント開催などさまざまな活動が実施されている。

ホワイトリボンキャンペーン(WRC)は、男性主体の世界的運動であり、日本ではホワイトリボンキャンペーン・ジャパン(WRCJ)が2016年、法人として活動を開始した。WRCJは、加害者ではない(と少なくとも自分では思っている)多数派の男性を啓発ターゲットとしている。傍観することは暴力の継続への加担と捉え、男性が傍観者から暴力に反対する責任のある存在、さらに変革を起こすチェンジメーカーとなることを目指している。そのため、「フェアマン」というキャッチフレーズを作り、暴力に反対し女性を対等な相手として尊重する男性像の理解を促進している。

4) GBV対策への男性の巻き込みに向けて

GBV対策に男性を巻き込むためには、「被害者女性と加害者男性」という構図で対立させるのではなく、GBVがない社会は男性にとっても生きやすい社会であるということを理解する必要がある。有限の資源を男女の間で奪い合うのではなく、GBV対策により男性、女性にとってのウインウインの関係を形作る。また、GBVに限らず、男性が関心を持ちやすいテーマ(男性の父性)を取り上げ、男性相談員を養成するなど、ジェンダー平等推進策に男性を巻き込む必要がある。その際、各国の宗教、文化、社会経済的状况などを踏まえて、対策を立てることが重要である。

(4) 被害女性の自立支援制度

特定非営利法人 女性ネット Saya-Saya

代表理事 松本 和子



NPO 法人女性ネット Saya-Saya 代表理事（社会福祉士・精神保健福祉士）。精神科ソーシャルワーカーとして勤務後、2000年6月、DV等暴力被害女性の民間支援団体として、女性ネット Saya-Saya を開設。現在、NPO 法人女性ネット Saya-Saya で、カウンセリング、サポートグループ及び「びーらぶ」（暴力被害女性とその子どもの同時並行心理教育プログラム）などを担当。ほかに、各地域での DV 被害者支援養成講座講師、びーらぶインストラクター養成講座講師。千葉市ケース検討会議スーパーバイザーを務め、平成 31 年度内閣府「DV 等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」に構成員として参加。2020 年より、行政の児童相談所にて女性の DV 相談を始める。

「DV 被害女性の自立支援 —Saya-Saya の取組から—」

Saya-Saya は、もう 1 人の「わたし（Saya はインドネシア語で「わたし」という意味）」や周囲とのつながりを取り戻すことによって、女性が人生を再構築することを目的とする女性のネットワークである。地域の中で「女性が安心して暮らせる、子どもにも男性にも生きやすい社会」を目指して、さまざまなプログラムを通じて暴力被害者女性とその子どもたちを支援している。

日本では 2000 年に児童虐待防止法、2001 年に配偶者暴力防止法が成立し、法律に基づき、配偶者暴力相談支援センター、警察、医療機関、裁判所、自治体、民間支援団体が連携して、危機介入、一時保護から被害者の自立まで、被害者支援を提供している。Saya-Saya を含む民間団体は、DV 被害者に対し切れ目のない長期支援を提供している。また、DV 被害者こそ、DV について理解している専門家であると考え、DV 被害者が支援者となることも重視している。

DV や虐待は個人の問題ではなく社会の問題である。被害者の回復や二次被害の回避のためには社会の被害者に対する共感、DV や自身が持つ無意識のバイアスなどに関する正しい理解が不可欠である。社会全体の理解と支援、適切な治療があって、被害者は生活基盤を再構築し、日常を取り戻すことができる。

暴力と懐柔を繰り返す加害者のコントロール下で、DV 被害者は DV のサイクルから逃れられず心理的に深刻な影響を受ける。加害者は暴力を振るった後、被害者に優しくするなどして、被害者に罪悪感を植え付け、巧みにコントロールする。被害者は無力感、自信喪失、不安、恐怖などさまざまなマイナスの心理的影響を受け、暴力から逃れた後も PTSD やフラッシュバックなどに苦しむことが多い。子どもの心身、価値観、脳への DV の影響も大きく、男性は暴力を振るってもよい、女性は男性より下であるといったジェンダー観を男児・女児が持つようになる。このようなジェンダー観は次世代の性暴力（同意のない、性的自由と自己決定権を侵害するすべての性的行為）にもつながる。

このような状況に対し、Saya-Saya は、GBV 防止教育、DV 被害女性と子どものための支援、相談、自立支援、子育てサロンなど女性と子どもを対象に包括的な支援を提供している。GBV 防止教育では、地域住民・支援者対象に GBV に関する講座を開催している。若年層に対してはデート DV やネット上の暴力予防のための予防教育を、高校や大学でグループワークも活用して実施している。母親と乳幼児のための子育て交流サロンは、虐待・DV 早期発見・早期介入を助ける役割も持つ。

Saya-Saya は、女性相談、思春期ライン相談、子どもの相談・プレイセラピーも実施している。新型コロナウイルス感染症の影響で、相談数は2倍に増加した。

DV から逃れた後は、シェルターやステップハウスで被害者を支援している。日常の生活が送れるように、ペットや中高生の男子も受け入れ、必需品をそろえて対応している。行政手続き、病院、裁判所等への同行支援、カウンセリングなどのプログラムも提供する。自立支援のために、「燦 (Sun)」という女性自立支援プロジェクトを実施している。女性たちが自尊心を回復し、自分の道を歩むため、〈ステップ1〉シェルターやステップハウスで安全・安心な場所を得る、〈ステップ2〉心身を癒す、〈ステップ3〉就労支援や研修受講を通じ自分にできることを探す、〈ステップ4〉就労などの社会参加を通じて自分自身の心身の回復を見守る、という4つのステップで支援を提供している。ステップ1では、DVの仕組みを知り、同行支援も受けながら生活再建に必要な情報を得て安全・安心を確保する。ステップ2では、カウンセリング・治療、心理教育グループ、仲間との出会いにより心身を癒す。アートセラピー、マインドフルネス、音楽、ヨガ、ダンス、鍼灸治療などさまざまなプログラムを用意している。ステップ3は、就労支援講座、対人関係研修、資格取得など自立に向け、したいこと、できることを身に付ける。最後のステップ4は、就労や仲間との交流によって社会参加しながら、自分の心と体をよい状態に保つ方法を学ぶ。その結果、多くの女性が新たな一歩を踏み出し、就業したり DV 被害者の支援者になったりするなど、自分らしい人生を歩み始めている。このように、一時保護から自立までを包括的に支える、支援の「ワンストップ化」が重要である。

最後に紹介する「びーらぶ」は、DV から逃れた母と子どものための、同時並行心理教育支援プログラムである。非暴力に焦点を絞り、問題解決に暴力を選ばないスキルを学ぶ心理教育プログラムで、子どもと母親が同時並行で支援を受ける。子どもの学習支援、思春期の子どものワークショップも実施している。

今後の GBV 対応としては、暴力防止教育の義務化、加害者更生プログラムの実施、DV 専門の裁判所の設置、裁判官などの専門職に対する GBV 教育の実施が望まれる。DV 被害者支援には、被害者支援プログラム、加害者更生プログラム、子どもとの面会交流プログラムが必要である。資金や専門的なスタッフの不足など課題も多いが、これらの体系的な切れ目のない被害者支援、社会の意識を変える啓発活動、法制度化された加害者更生教育によって、女性も男性もその人らしく生きることができる、DV のないジェンダー平等な社会を構築することができる。

(5) ワンストップセンターの役割と機能

特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京 (SARC 東京)

理事長 平川 和子



1970 年代初めから総合病院小児科心理室や精神科クリニック勤務を経て、1991 年より東京フェミニストセラピーセンターを開業。摂食障害・性虐待・ドメスティック・バイオレンス (DV) など、ジェンダー平等の視点に立って、個人・集団カウンセリングを行う。1997 年に DV 被害女性と子どものための緊急一時保護シェルターを開設。およそ 600 人の女性と子どもを保護した。2000 年には配偶者暴力防止法の制定に向けて全国女性シェルター大会委員長を務める。2011 年に起きた東日本大震災を機に、専門職の仲間たちと準備を始め、2012 年に SARC 東京を開設。被害直後からの初期対応と被害者と関係機関を結ぶ同行支援を行う。

「ワンストップセンターの役割と支援の実際」

SARC 東京 (Sexual Assault Relief Center Tokyo) は、性暴力のない社会の実現に向けて活動するワンストップ支援センターである。性差別社会において、性暴力が人間としての尊厳をおとしめ、性的自己決定権を奪う人権侵害であるという認識に基づき、センターが設立された。

性暴力被害者と出会い、痛みと向き合う中で、安全で的確な初期対応が必要であることを痛感している。性暴力被害者の 7 割は知人や家族から性暴力を受けており、多くの被害は屋内で、身体的な傷を残さず行われている。被害者の多くは、恐怖と屈辱と混乱の中、被害を 1 人で抱え込んでいる現状がある。被害者には、安全な場でのぬくもりが必要であり、大切なことは、失われた日常生活を再び送れるようになることである。また、被害後の生活、特に人とのつながりの有無が PTSD と関連している。日本では、国際的水準と比較して初期対応における支援体制が不十分である。SARC 東京はこれらの現状を踏まえ、性暴力被害直後から中長期にわたる総合的支援を行うための拠点としての役割を担う。

活動内容としては、24 時間 365 日のホットラインを窓口として、被害直後からの総合支援を行っている。2015 年 7 月からは東京都総務局人権部と協働し、ホットラインを「性暴力救援ダイアル NaNa」に変更した。NaNa とは、「Not Alone, Not Afraid」の頭文字を取った名前である。支援員は被害者を関係機関へとつなぐコーディネーターの役割を担っており、必要に応じて産婦人科協力医療機関や警察、法律相談、精神的ケアにつなげる。支援員 40 人が 4 交代制で担当し、昼間は 3 人体制、夜間は 2 人体制で業務にあたっている。

被害実態に即した性暴力の定義が求められており、国連経済社会局女性の地位向上部による「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」(2009 年)で、「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」と定義される。SARC 東京では、性被害を「同意のない・望まない性的行為」と位置づけ、相談を受けている。日本の刑法では暴行・脅迫が構成要件として規定されているが、スウェーデンでは 2018 年の法改正で、このような暴行・脅迫要件を削除し、同意のない性的行為を犯罪とする「過失レイプ罪」が規定されている。日常場面でも、痴漢やセクハラ、身体についてのからかいなど、刑法で処罰されるものと地続きである性被害がまん延している。「個人的な問題ではなく社会的問題である。」という視点のもと、必要な社会資源が不足している場合は新しく作るといった対応が求められる。

ワンストップ支援センターの役割は、①関係機関との連携（産婦人科や精神科といった医療機関、警察、医療相談と心理カウンセリング、法律相談）、②政策提言・講師派遣、③広報・研修会・新支援員養成、④被害直後からの総合的支援（ホットライン、緊急支援、面接、紹介状作成、直接支援（同行）、捜査事項照会書回答、中長期支援）、の大きく4つに分けられる。支援員は、声を奪われた被害者の権利を擁護し、必要に応じて同行・付添を行うアドボケイトという役割を担う。

SARC 東京で相談を受けている被害実態には、「認知された性被害」、「同意のない性行為」、「潜在化する性被害」がある。暴行・脅迫という構成要件の壁の高さや性被害に関するスティグマなどの影響から、被害を警察に届け出る人は3.7%と少なく、およそ6割の人が全く相談していないという実態があり、暗数が多い。相談者の6～7割が若年層であり、顔見知りからの被害が多数を占める。コロナ禍では、過去の被害者からの相談の増加や、若年女性の孤立・困窮・ジェンダーバイアスが可視化され、自死が増加した。

支援員はこうした相談を、関係機関につないでいく。医療機関では、消毒やけがの治療、証拠採取、性感染症検査、妊娠検査、緊急避妊ピルの処方、中絶、出産といった支援を行う。法律相談では、22人の協力弁護士が待機しており、東京都からの助成も受けられる。医療相談と心理カウンセリングでは、PTSDに対してエンパワーメントや心理教育、リラクゼーション、認知行動療法といった支援が受けられる。

国による「性犯罪・性暴力の対策強化」に関しては、2020年から2022年まで「集中強化期間」を設け、「相手が同意していると思ったから。」というのが勝手な思い込みであることに関する広報や啓発活動などを行っている。「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が制定されたほか、刑法の見直しのために法制審議会の審議が始まっている。

若い世代からも、問題提起がされている。#MeToo運動やフラワーデモをきっかけに、緊急避妊薬の薬局販売を求める声が高まりを見せている。また、薬の服用による中絶、あるいは幼稚園や保育園、学校などでの早期からの具体的な性教育を求める動きがある。

今後の課題としては、支援員の高齢化に伴う世代交代が挙げられる。また、病院拠点型ワンストップ支援センターへの復帰や、捜査機関における二次被害をなくすことへの取組も行いたい。現在、刑法改正について法制審議会が開催されている。被害の実態に即した改正を望んでいる。

4. 英語圏交流会実施結果

(1) 第1回交流会

1) 日時

2022年1月13日(木) 日本時間午後5時から

2) トピック

ワンストップセンターの役割と支援の実際

3) 講師

特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京 (SARC 東京) 理事長 平川 和子

4) 参加者

オーストラリア(支援団体)、シエラレオネ(政府)、ナミビア(政府)、日本(政府)、日本(支援団体)

5) 講義(講義概要は13ページ参照)

365日24時間の体制で、被害者を医療機関や警察、精神的ケア、法律相談等につなぐ性暴力救援センター・東京(SARC 東京)の活動を中心に、日本のワンストップセンターの現況について講義が行われた。寄せられる多様な相談内容やケースが紹介され、初期対応の重要性が強調された。

6) 質疑応答

人材育成の課題はなにか

SARC 東京では、40人の支援員が常勤ではなくほぼボランティアベースで勤務しているため、性被害対応の専門家を育成することは難しかったが、来年度から東京都の補助金により支援員をまとめるコーディネーターを2人雇用できることとなった。また、警察官や医師に対する啓発教育については、支援員が被害者に同行して面談する際や警察から問い合わせがある際の対応を通して実施している。この対応事例を支援員がセンターに持ち帰り、他の支援員に共有している。また、二次被害などの課題については、外部講師による講義を行うこともある。現場での1つ1つの事例の積み重ねで支援員や関係者の啓発や人材育成を進めている。

被害者支援ハンドブックの内容を詳しく知りたい

被害者の家族や友人、養護教諭向けの被害者支援ハンドブックを作成している。また、支援員向けの司法ガイドブックや、支援先一覧リスト、支援の流れのフローチャートも取りそろえ、HPで公開しているものもある。他国と同様、より包括的なハンドブックの作成に努めたい。

被害者がGBV防止に担う役割はなにか

日本でも被害者が積極的に啓発に関わり、例えば、子どもの頃から父親の性暴力に遭っていた女性がフラワーデモを主催してメディアで発言し、刑法改正会議に出席し続けている。省庁の局長レベルを集めたGBV会議に参加して意見を述べた被害者もあり、その勇氣ある行動が社会に影響を与えている。ただし、声を上げる被害者がバッシングを受けることも多く、被害者が沈黙を強いられるため、結果として、犯罪が潜在化するという実態もある。

加害者の量刑が軽いのはなぜか

加害者に下される刑期が短く、性暴力が深刻な問題だというメッセージが社会に伝わっていない。理由としては、長期にわたる性暴力が始まった時期を被害者が正確に覚えておらず証拠が十分にそろわないこと、検察や警察が性行為への同意の有無について拘泥すること、などが挙げられる。法律を改正することや支援団体への被害直後の迅速な連絡が対策となる。現在、日本は、GBV に係る刑法改正の議論を行っており、アルコールや薬物を使った性行為の強要と盗撮を刑法に入れる方向である。また、同意をどう定義するかという問題もある。加害者捜査に焦点を当てた法律ではなく、被害者の声や精神的負担を尊重する捜査や被害者中心の支援を可能とする法律への改正を強く望む。

7) グループ討議の内容

支援団体の参加者からは、人材不足や資金不足という課題が各国で共通しており、その解決のためには、性暴力によるけがや死を軽んじる社会意識の変革が必要であるという意見があった。また、配偶者暴力に対する世間や医療機関の無理解、家族内の加害者と被害者の面会交流の問題点などが挙げられた。

一方、政府の参加者からは、GBV に関連する法改正のプロセスの現況が共有され、包括的で被害者にやさしい法律を作ること、子どもの保護を手厚くすることの重要性が指摘された。日本の配偶者暴力防止法改正の論点については、内閣府より、性行為の同意の有無に関する議論、性交同意年齢 13 歳の引き上げの議論が行われていることが共有された。

ワンストップセンターの役割としては、緊急支援とともに、被害者をエンパワーし日常に戻ることを可能にする中・長期的な支援の必要性が確認された。

政府が支援団体に対してどのような支援ができるかについて、内閣府男女共同参画局から、全国 47 都道府県に配置されたワンストップセンターへの交付金の予算が来年度は 1.8 倍となることが紹介された。

(2) 第 2 回交流会

1) 日時

2022 年 1 月 14 日（金）日本時間午後 5 時から

2) トピック

日本の男女共同参画の政策と GBV 関連制度

3) 講師

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 企画調整官 村上 耕司

4) 参加者

オーストラリア（団体）、シエラレオネ（政府）、ナミビア（政府）

5) 講義（講義概要は 5 ページ参照）

日本のジェンダー平等と GBV を巡る状況について、「男女共同参画の経済効果」、「男社会の損失」、「コロナ禍のジェンダー状況」、「GBV に係る法律と取組」、の 4 つの視点から講義が行われた。参加者からは、

ジェンダー平等政策、GBV に係る法律改正、GBV 防止のための啓発教育について各国の現況と課題が共有された。

6) 質疑応答

法改正による性交同意年齢の引き上げ年齢は何歳か

日本では現在 13 歳と法律で定められている。この 13 歳という年齢は小学校を卒業する頃の年齢だが、性行為について理解や判断するのにふさわしい年齢かどうかが問題となっている。日本では小中学校の義務教育が終わる年齢が 15 歳であることなども踏まえて議論が行われているが、具体的な引き上げ幅については未だ検討中である。

オンラインの性的搾取に対応する法律はあるか

特定の法律はなく、日本の法体系ではいくつかの法律に分散している。例えば、わいせつ物を公衆に見せることに対しては、刑法に「わいせつ物陳列罪」があり、交際相手への復しゅうを目的にネット上に性的な写真を載せる行為に対しては「リベンジポルノ防止法」などがある。これらはオンラインの性的搾取に該当するため、このような複数の法律と制度により対応しているのが現状である。

GBV の予防にどのような活動を行っているか

被害が起こる前の介入については試行錯誤しながら進めており、文科省では、「生命（いのち）の安全教育」という啓発を行っている。これは、小学校、中学校、高校、大学のそれぞれの教育の中に、男女の関係性やジェンダーについて学ぶ時間を取り入れる試みで、既存の学校教育で学びを深めるもの。例えば、昨今若者のデート DV の問題は深刻であることから、この問題も「生命（いのち）の安全教育」に含めている。

日本のジェンダー平等政策について、女性雇用の増加をもたらした政策の内容は何があるか

日本では安倍政権の下で、女性活躍を進めるための施政方針を打ち出し、成長戦略の一貫として法律を制定した。例えば、各企業の女性雇用の状況を社会に公表する仕組みを作った。日本では、仕事と育児の両立が極めて困難で、女性が結婚や出産を機に退職するという状況だったため、これを解決するために子育て支援に力を入れた。保育所については、全国で 100 万人弱の定員整備を行い、家族だけではなく地域社会での子育て支援を推進した。このような背景もあり、女性労働者がこの 10 年で 209 万人ほど増加したが、コロナ禍で減少が生じ女性の雇用の脆弱性が問われている。

7) グループ討議の内容

参加者からは、若者の啓発教育について、学校教育にて「尊重し合う関係性の教育」が義務付けられたが、コミュニティや地方自治体による支援が不足し、教師に負担がかかっているという課題が紹介された。また、TV やラジオなどのメディアを使い、若者の行動変容と GBV 予防を目指すプログラムを策定中の自治体もあるという事例も共有された。

政府の参加者からは、コミュニティにおいて男性と少年を対象として、妻や娘、母親に対する態度の変化を促す啓発活動を行っているが、なかなか DV 発生率の減少には至らないため、学校教育のカリキュラムに行動変容プログラムを取り入れることを検討したい、という意見が寄せられた。また、伝統や慣習により女性や子どもに対する暴力が犯罪であると理解されず、国際基準の法律が制定されても、現

場の変化は緩慢であるという課題が共有された。

講師より、配偶者暴力防止法などにおいて暴力が「身体的」暴力として定義されており、「精神的」な暴力が含まれていなかったのは問題であり、精神的暴力も法律に含まれることによって、暴力の幅がより広がり、社会の意識変容のきっかけになるのではないかとのコメントがあった。

参加者からは、自国のジェンダー平等政策を推進する上で、日本の安倍政権に始まり岸田政権に続く女性活躍による経済成長という政策が「ジェンダーに責任のある経済」という観点からも先進的であるという意見が出た。経済的便益及び高齢化社会への対応という視点からジェンダー平等を推進している日本の政策を、自国でもぜひ同僚や上司、また大臣や法務省などに共有したいという意見も挙げられた。

(3) 第3回交流会

1) 日時

2022年1月19日(水) 日本時間午後7時から

2) トピック

GBV 対策への男性の巻き込みについて—日本の事例を中心に—

3) 講師

一般社団法人 ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン 共同代表
関西大学 教授 多賀 太

4) 参加者

オーストラリア(支援団体)、シエラレオネ(政府)、ナミビア(政府)、日本(支援団体)

5) 講義(講義概要は9ページ参照)

GBV 被害をジェンダー別に概観し、日本における男性を巻き込んだ GBV 対策について、加害者更生、男性相談、予防教育などの視点から分析した。また、男性を GBV 撲滅のチェンジメーカーにするホワイトリボンキャンペーンの取組などが紹介された。最後に一般的なジェンダー平等推進活動への男性の巻き込み、地域や国の特徴や文化を踏まえた男性へのアプローチなどの提言があった。

6) 質疑応答

日本では加害者プログラムの取組の効果は出ているか。例えば、内閣府が広島県、長崎県で試行しているプログラムではどうか

加害者プログラムは始まったばかりであり、2020年から開始されたこのプログラムの報告は2022年3月に行われる予定のため、まだ効果は把握されていない。このプログラムの前には、民間委託で行った日本の支援団体による加害者プログラムの調査があり、その調査で明らかとなった課題や教訓をこのプログラムに反映し、試行的に実証しようとしている。

男性の相談を受ける相談員のジェンダー理解が進んでいないのではないか

男性の相談を受ける相談員の養成が追い付いておらず、ジェンダー問題を十分に理解していない相談員が男性からの相談を受けている場合もある。加害者である男性が自分を被害者だと思い込んで相談し、

それを相談員が真に受けるケースもある。この対策として、男性の相談を受ける相談員は、被害女性に対応している相談員と連携し、情報交換しながら実態を理解することが勧められている。男性の相談を受ける窓口が増えることは良いことだが、併せて GBV のメカニズムを理解した相談員を育成することが必須である。

GBV 予防の活動リーダーは女性主導だが、男性の関わりを増やし、継続していくにはどうしたらよいか

日本においては、GBV 予防や被害者保護の活動に参加する男性は、高齢者か大学生が中心で、働き盛りの男性が不在である。また、大学生も就職すると活動の継続が難しく、社会人で関心を持っている人の活動継続が難しい状況。これは、日本では男性の稼ぎ手としての責任が大きく、長時間労働に追われるためと考えられる。また、支援団体の社会的プレゼンスが低く、支援団体に働きながら安定した生活を送ることが難しいことなどが要因と思われる。ジェンダー平等が浸透し、男性が仕事と活動のバランスを取れるような社会の仕組みになること、社会的に有益な活動をしている団体への企業からの寄付文化が根付くことで、支援団体が安定した運営ができるようになることが必要だろう。

個々の男性の巻き込みを強化するために、政府主導のジェンダー平等政策は日本ではどの程度進んでいるか

日本では男女共同参画基本計画のもとで、あらゆる領域における男女平等を進めていくことがうたわれている。しかし、その実効性となると、社会の人々の意識や行動の変化のスピードは遅いといえる。男性たちがジェンダー問題は女性の問題だと思い込んでいたり、自身が責められているように感じたりしてしまうことから、離れていく場合も多いので、まだまだ男性に特化した取組は必要である。

7) グループ討議の内容

支援団体の参加者から、GBV 予防の活動として、男性の行動変容を呼びかける「Stop it at the start」という全国メディアキャンペーンが紹介された。このキャンペーンでは、男性に対して、「行動する傍観者」になることを SNS やテレビを通じて呼びかけている。男性たちは、暴力に対して沈黙する傍観者になるのではなく、暴力をなくす行動を起こすアクターになろう、というもの。男性が男性に行動変容を呼びかけることでピア教育としての効果が上がっている。日本からは、デート DV 防止の活動においても、友人として相談を受けた場合にどう関われるのかという視点から、男性に当事者意識をもたせる事例が紹介された。また、傍観者にならないための支援については今後の効果測定が必要である、との意見もあった。

参加者より、若い世代の男性ゲーマーを対象とした意識啓発プログラムとして、女性に対して否定的なメッセージを含んでいるゲームを調査し、その問題を問いかける事業が共有された。日本でもデジタルゲームの世界では、暴力的で女性蔑視の内容が多く、青少年がゲームを通じて暴力を肯定する考え方を持つことが危惧されるため、この分野の啓発活動は必要であることが確認された。

参加者より、SNS を活用して意見を表明し続けることで、それまで関心のなかった多くの人々に声が届き、啓発が進んでいく可能性が高いとの意見が共有された。ジェンダー不平等な広告を出した企業に対して SNS 上で抗議が起き、商品の販売中止に結び付くケースもあったということである。

参加者より、業界と連携して女性ジャーナリストに対するオンライン GBV への対策を推進している事業が紹介された。労働者の視点から企業が社員の GBV 予防や保護に取り組む動きがあり、男性管理職たちは個人としてはこの問題に抵抗があったとしても、職場では職務として積極的に取り組める場合もある。

(4) 第 4 回交流会

1) 日時

2022 年 1 月 20 日 (木) 日本時間午後 5 時から

2) トピック

東京都女性相談センターの事業について一配偶者暴力相談支援センターとしての役割—

3) 講師

東京都女性相談センター (東京都福祉保健局) 事業担当・課長代理 松田 由美

4) 参加者

オーストラリア (団体)、ナミビア (政府)、シエラレオネ (政府)

5) 講義 (講義概要は 7 ページ参照)

東京都女性相談センターの 4 つの役割と機能について、主に、電話と面接による相談、一時保護 (保護施設での安全確保)、保護命令制度の利用に関する情報提供、各種証明書の発行の詳細が説明された。とくに、一時保護の取組については、保護施設の写真を含めて入所から退所までの流れが詳しく紹介され、参加者からも一時保護や婦人保護施設入所、退所後の経済的自立に向けての長期的な支援について多くの質問があった。

6) 質疑応答

被害者が保護施設への長期的な滞在を望む場合はどのように対応するのか

東京都女性相談センターが提供する施設は緊急の一時保護の目的で、定員は 30 人、滞在期間は概ね 2 週間である。それ以降は、単身者には婦人保護施設が用意されており、東京都女性相談センターが入所調整を行っている。一方、子ども同伴者には母子生活支援施設が用意されており、福祉事務所等の婦人相談員が手続きを行っている。前者は入所期間の制限はないが、後者は概ね 2 年までの滞在が可能である。いずれの施設も、家賃が比較的安価な公営住宅や賃貸住宅への転宅に向けた支援や、就職して経済的に自立するための支援を実施している。公営住宅には、被害者のための特別枠 (DV 被害者世帯等の優遇抽選枠や、婦人保護施設退所者等向けの割り当て) を設ける制度もある。また、他の保護施設への更なる滞在を希望する女性については、福祉事務所等につないでいる。

被害者である女性や子どもを家から離して施設に入所させるのではなく、加害者である男性を入所させ、女性は住み慣れた安全な家に留まることができる取組はあるか

日本では男性を施設に收容し、リハビリや治療を行うという取組はまだ少なく課題が多い。東京都女性相談センターは都の福祉保健局の下にあり、生活文化局に属するウィメンズプラザと連携や協働をして DV 対策にあたっており、加害者男性対応や男性相談は主にウィメンズプラザの役割となっている。

夫や家から離れた女性は経済的に極めて脆弱な立場にあるが、どのような支援があるか。技術訓練は行われているか

まず、一時保護所や婦人保護施設に入所した際の居住費、衣料費、食費はすべて無料である。婦人保護施設では、被害者が作った縫製物、織物、アクセサリーなどを作成し工賃という形で小遣い程度の収入を得ることを後押ししている。次のステップとして、外に出てアルバイトや就職をして給与を得て、自立の準備をする。これらの経験を通じて社会復帰への意欲を高め、就労を促進することが目的である。また、給与等を得た場合の金銭管理や貯蓄についての助言なども行っている。

それから、国と地方公共団体から低所得者向けに割安な賃料設定で提供される公営住宅への入居には所得制限等の審査があるため、その申請支援やその後の生活保護受給申請に向けた支援も行っている。また、まとまったお金が必要な場合は、貸付資金を受ける仕組みもある。さらに、婦人保護施設では、被害者への支援は被害者が退所することで終わるわけではなく、退所後も年に数回の退所者交流会もあり、自立生活への助言やサポートが継続的に行われている。

7) グループ討議の内容

参加者からは、各省庁が連携して一時保護と長期保護を行う公的サービスのハブ「オレンジドア」が紹介された。危機にひんした被害者の状況に応じて、住宅省、保健省、精神医療機関、子ども保護施設、法機関などにつながるワンストップサービスの機能である。これに対し講師より、日本ではまず東京都女性相談センターにつながることで、施設に入る機会を得やすくなる。そして、心理的・経済的な支援を通し婦人相談員とともに、今後の展望や将来の計画を立てるための支援を受けることができる、その意味で、東京都女性相談センターがワンストップセンターの役割を担っていると考える、との返答があった。

参加者より、被害女性は政府の公的サービスよりも、女性が運営している NGO に頼る傾向があるが、NGO の資金不足により施設数や長期収容の対応が限られているという問題が共有された。

参加者より、DV 防止のためには、被害女性が経済的に不利な立場ゆえに男性に依存しなければならない状況を変えるための活動が必要であり、マイクロエンタープライズなど小さな規模の事業でも、女性の経済的自立が重要であるとの指摘があった。

政府の参加者からは、トラウマを抱えた被害者へのカウンセリングや長期支援の困難さが共有された。これに対し講師より、婦人保護施設では、このような被害者を受け入れた場合は可能な範囲で精神医療機関のトラウマ治療専門の医師につなぐことも含め、安定した生活を確保することに努めているとの返答があった。加えて講師より、「一時保護施設では DV 被害で保護された女性のほかにも、子どもの頃から長期間親からの虐待を受けたトラウマで人間関係がうまく結べないなど、非常に長い時間をかけた支援が必要となるケースも受け入れている。近年、DV と虐待の関連性や連鎖なども指摘されており大きな課題となっている。」との指摘もあった。

政府の参加者より、自国において全国規模での公的施設の提供を始めたところであるため、日本の体系化されたサービスプログラムを学び、大変参考になったという意見があった。ジェンダー省が行う被害女性の起業を支援するスタートアップ補助金制度も共有された。

講師より、日本では配偶者暴力防止法ができてから約 20 年になるが、DV 被害の数は未だ多く、国や自治体、社会が事実を知り理解を深め、施策に反映していく必要があるとの指摘があった。

(5) 第 5 回交流会

1) 日時

2022 年 1 月 25 日 (火) 日本時間午後 5 時から

2) トピック

プログラムでの学びを踏まえた参加者による意見交換

3) 参加者

オーストラリア (支援団体)、ナミビア (政府)、シエラレオネ (政府)、シエラレオネ (支援団体)、日本 (政府)

4) グループ討議の内容

計 4 回の交流会の講義と質疑の内容を振り返った後、「講義の中で最も印象に残った取組」、「交流会を通じて得た学びの活用」という 2 つのテーマについて話し合った。

講義の中で最も印象に残った取組

男性の巻き込み

GBV は女性の問題であると考えがちな男性を、GBV 予防の活動に巻き込む必要がある。コミュニティでの啓発活動に男性や少年の参加を促したり、メディアや SNS を通じて男性に向けたメッセージを発信したりすることで、男性を巻き込むことができる。自分自身が GBV の当事者であると男性たちに理解してもらうことが、問題解決につながる。また、加害者プログラムについてはベストプラクティスを共有することで、より効果的なプログラム開発を行いたい。

行動する傍観者

女性が男性に向けてメッセージを発信するよりも、男性から男性に向けて「加害者にも被害者にも傍観者にもならない。」と呼びかけるほうが効果的な場合もある。オーストラリアでは、全員が「行動する傍観者」になること、つまり、女性や子どもへの暴力を減らすために傍観するのではなく第三者として行動することを重視している。そのためにも、ジェンダー平等や人間関係について話し合えるよう若い世代の態度を変えていこうと呼びかけるキャンペーン、「Stop it at the start」が実施されている。青少年や企業を対象とした同キャンペーンは、事業参加者が強い関心を示した。

学校での GBV 予防教育

幼稚園から大学まで、児童・生徒の発達段階に応じて、教育カリキュラムの中で GBV 予防を目的とした指導を行う必要がある。教材開発やモデル授業を活用した教員研修を通じて、子どもの頃から自分の体や相手の気持ちについて考える教育が可能な人材を育成推進し、GBV の加害・被害を予防する。

支援に携わるスペシャリストの育成

GBV 被害者に適切な支援を提供する支援員の人員不足が深刻である。その背景には、支援員の GBV のメカニズムに関する理解の不足、高齢化などがある。講師研修や実地研修の充実、現場に必要な能力に

即した資格制度、処遇の改善などの体制強化が求められる。また、警察官、検事、医療関係者などに対して、GBVに関わる正しい知識と情報を提供する研修が求められる。

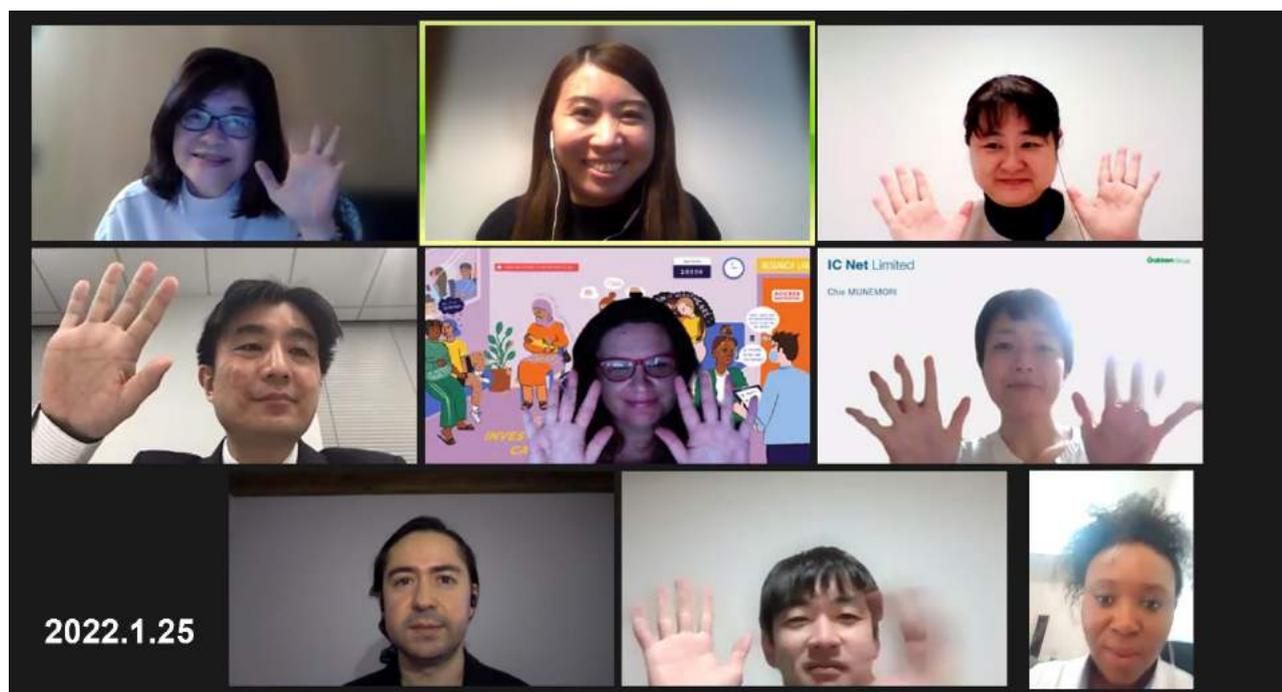
交流会を通じて得た学びの活用

政府から民間へのアウトソーシング

GBVに対応する活動の多くは民間の支援団体が担っている。専門的知見・技能を持つ支援団体に一定の業務を政府が委託することで、質の高い支援をGBV被害者に提供することができる。例えば、政府から支援団体へのカウンセリング業務の委託や、政府から企業への啓発業務の委託などが挙げられる。

ネットワーキングの強化

これまでの交流会で学んだ取組と課題について、国を越えて多くの共通点があることがわかった。世界各国からの参加者が連帯して活動すれば、課題解決への一助となるのではないか、という可能性を感じた。個人レベルの行動変容をジェンダー平等な社会への変革につなげていくには、幅広い取組を多くの機関との連携によって強化していく必要がある。各国内はもちろん、国際レベルでも、GBVに取り組む団体のプラットフォームを形成していきたい。



5. 仏語圏交流会実施結果

(1) 第1回交流会

1) 日時

2022年1月11日(火) 日本時間午後7時から

2) トピック

DV被害女性の自立支援—Saya-Sayaの取り組みから—

3) 講師

特定非営利活動法人女性ネット Saya-Saya 代表理事 松本 和子

4) 参加者

コンゴ民(政府)、コンゴ民(支援団体)、ブルキナファソ(政府)、ブルキナファソ(支援団体)、マダガスカル(政府)、マリ(支援団体)、日本(支援団体)、オーストラリア(政府)

5) 講義(講義概要は11ページ参照)

日本におけるDV被害の現状を交えながら、NPO法人女性ネット Saya-Sayaの活動についての講義が行われた。Saya-Sayaは、被害女性の自立に向け、治療だけでなく女性たちの生活基盤や日常を取り戻すことを念頭に置いて支援している。警察やワンストップセンター、役所や民間団体に加えて、国内外の民間企業とも連携をしながら被害女性やその子どもを対象として実施しているさまざまなプログラムの内容が紹介された。

6) 質疑応答

Saya-Sayaは非営利団体ということだが、サービスを利用する女性から費用を受け取るタイプの民間団体ではないという理解でいいか

Saya-Sayaは、非営利団体(NPO)である。市民からの寄付を募って活動してきたが、民間企業からの支援なども取り付けられるようになり、いくつか経済的な道筋が立った。

どのように企業との協力を実現したのか

支援を得るために企業にアプローチし、団体のアピールにととも力を入れた。DV分野を支援することで、その言葉の持つネガティブなイメージにより会社のネームバリューに影響が出ることが心配され、途中で支援が途切れたこともあった。そのような中、女性への暴力に反対するという理念を持ち、社会貢献に取り組む企業もあるので、そういった企業にアプローチをしてきた。ほとんどが外資系の企業だが、Saya-Sayaの活動を実施するための支援を受けている。

暴力の被害者である子どもとその家族の関係を維持するために、どのような活動をしているか

「びーらぶ」プログラムでは、被害女性に子どもとのコンタクトの取り方を教えるほか、子どもに対しても暴力によらないコミュニケーション方法を伝えたり、心理セラピーを行ったりしている。ただし、子どもも暴力の被害に遭っている場合は、児童相談所に通告して一時保護を行い、その後、家族が再統合することを目指す形で被害女性の支援をすることもある。

被害女性が家に戻る時の支援はしているか

さまざまな心理的な迷いの中で、被害女性が家に戻る決意をすることがある。そのような状況では、

弁護士の協力を得て家に戻る条件を書面にし、被害女性の配偶者にはそれに従ってもらうなど、女性がコントロールを取り戻せるような環境を整備することが重要だと考えている。安全については必ず留意しながら、家に戻った後でも女性がいつでも避難できるようにアドバイスをする。一方、家に戻らざるを得ないのは、女性が自立して生きていく上で社会資源を整えられていないからであるとも感じる。貧しくても自由が得られることを選び、自分らしく生きていく女性のほうが多いが、暴力被害に遭っていても、「少し我慢していれば。」と思う女性も少なくない。

DV 支援活動を行うにあたり、支援者を集めるための活動はあるか

支援者は常に不足している。日本の民間団体が集まる全国シェルターネットという組織がある。そこに GBV の研修センターを作り、オンラインで研修ができるようなシステムを構築して支援者を養成する動きがある。DV の構造を深く理解している人が少ないので、養成講座は優先的な課題だろう。

被害女性の経済的自立に関してどのように考えているか

被害女性の経済的自立は重視している。看護師や保育士、介護士、調理師、社会福祉士などさまざまな資格を取得するため、アメリカの女性団体の日本支部から支援を受けている。また、外資系の企業から就職面接の練習の支援も得ている。一方、すぐには働けない被害女性も多く、いったんは生活保護という国の支援システムを利用し、十分に心身を癒してから女性の経済的な自立を目指している。

7) その他のコメント

加害者の対応は大きな問題である。家に戻る被害女性には、いつでも何度でも SOS を発しても良いというメッセージを届け続ける。DV が被害者の責任ではなく加害者の問題であることを加害男性に届けることも重要である。

GBV の問題も、人権侵害であり犯罪であるという社会に変わってきている。今まで我慢して当然だとされていた文化から、自分らしく生きられる社会になっていくと期待している。

(2) 第 2 回交流会

1) 日時

2022 年 1 月 14 日 (金) 日本時間午後 7 時から

2) トピック

日本の男女共同参画の政策と GBV 関連制度

3) 講師

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 企画調整官 村上 耕司

4) 参加者

コンゴ民 (政府)、コンゴ民 (支援団体)、ブルキナファソ (支援団体)、マダガスカル (政府)、マリ (政府)、マリ (支援団体)

5) 講義 (講義概要は 5 ページ参照)

日本における「男女共同参画」の現状や方向性についての講義が行われた。「男女共同参画」の推進が人口減少社会における経済成長の必要条件であることが指摘された上で、現行の男社会では、優秀な人

材の確保や企業の成長機会、政策の広さが失われている現状が強調された。また、刑法改正や配偶者暴力防止法改正が検討されていることも説明された。

6) 質疑応答

日本の刑法における性交同意年齢について再度教えてほしい

現時点で、日本の刑法における性交同意年齢は13歳となっている。ただ、13歳という年齢は、性行為への同意を判断できるのか議論が行われている。この年齢を引き上げるべきか否かは、日本の婚姻年齢や義務教育の年齢なども踏まえて検討する必要があるなどの意見がある。

DVを受けたこと自体がタブー視されることがある。日本におけるDVはどのような立ち位置にあるのか

相談の仕組みを整えているものの、DVの被害者が十分に相談できていないのが現状である。そのうえで、公的な相談の仕組みを作り、SNSなど相談しやすい仕組みを整えることにより、被害女性が支援につながる窓口を作っている。

接近禁止命令は、夫婦に別れるよう命じる命令なのか

接近禁止命令は、保護命令の後に発出され、6か月という暫定的な期間となっている。その後の選択肢は、被害者の判断が最も尊重されることになっている。離婚をして新たな生活をする女性もいる一方、命令が出たものの、最終的に加害者の元に戻ることもあり得る。加害者の元に戻る自由意志であれば良いが、生活再建がうまくいかずに結果としてリスクのある家庭に戻っていくことはあってはならないと考えている。避難から生活再建へとつなぐその仕組みが重要な観点になる。

コミュニティや家庭における男性の役割を増やす話をしてしたが、GBV加害者の男性に関してはどういう機会があるのか

日本の男性は、どうしても企業・職業、仕事を中心となっている。そこから解放し、家庭やコミュニティでの活躍の場を増やすべきではないかという議論が開始されたばかりだ。それとは別に、GBV加害者の男性が自らの行為について認識するための加害者プログラムの取組が始まっている。現在は試行的な段階ではあるが、全国展開できるような加害者プログラムを作っていきたい。

GBV被害女性の社会的地位に関して教えてほしい

日本でDV被害者が声を上げやすいかというと、必ずしもそうではない。DV被害者に関しては、就労支援や配偶者暴力相談支援センターでの支援を行う仕組みがある。一方、DV被害者が生活再建に至るまでの仕組みが課題として残っている。

7) グループ討議の内容

参加者と講師を2グループに分け、グループごとのテーマについてグループ討議を行った。グループAのテーマは「参加者の方々の国におけるジェンダー平等の政策で特に強調されている点や、新たな動きなどはありますか。」「政策の策定・着手に向けたアドボカシー活動の中での課題はありますか。」、グループBは「参加者の方々の国におけるGBV対策の好事例をシェアしてください。」とした。

グループAでは、各国でポジティブな男性性のための取組が行われていることが共有された。グループBでは、コミュニティレベルで、女性の抱える問題や支援、保護を行う委員会がある国が複数あることが報告された。また、社会規範を変えるための啓発活動や能力強化を行っている事例も共有された。

(3) 第3回交流会

1) 日時

2022年1月18日(火) 日本時間午後7時から

2) トピック

GBV対策への男性の巻き込みについて—日本の事例を中心に—

3) 講師

一般社団法人 ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン 共同代表
関西大学 教授 多賀 太

4) 参加者

コンゴ民(政府)、コンゴ民(支援団体)、ブルキナファソ(政府)、ブルキナファソ(支援団体)、
マダガスカル(政府)、マダガスカル(支援団体)、マリ(政府)、マリ(支援団体)

5) 講義(講義概要は9ページ参照)

これまで女性の問題として語られてきた GBV が加害者・当事者としての男性の問題でもあることや、GBV 対策に男性を巻き込むことの重要性が強調された。日本で行われている男性を巻き込む GBV 対策としての加害者更生や被害者支援、男性相談、予防教育、意識啓発とともに、講師が共同代表を務める一般社団法人ホワイトトリボンキャンペーンの取組が紹介された。

6) 質疑応答

暴力を通して男性性を表現したり、女性の権利の擁護が男性への反抗として捉えられたりする社会で GBV 対策に男性を巻き込むためには、どのような戦略が取れるか

男性の中にも、立場の上下など力関係において強弱がある。暴力的であることが男らしさであるとみなされがちな社会で、立場の弱い男性も含め男性であれば誰もが暴力を振るってしまう可能性がある。社会の中で影響力のある男性が、暴力的なことは決して男らしいことではないと言うことで、より弱い立場の男性は安心して暴力的ではない男性のあり方を体現できるようになる。立場の強い男性をジェンダー平等に取り組む味方につけていくことが、変化のための1つのきっかけとなる。

ジェンダーが女性の話だと考える男性が多いが、男性が啓発活動やコミュニティのイベントに参加するようにするための戦略を教えてください

自分たちが責められると感じて参加しにくい男性も多いと聞く。そのため、男性が男性にジェンダー問題を語る、非暴力のメッセージを伝えていく流れを作ることが1つのポイントとなる。もう1つは、男性がより抵抗なく関心を示しやすい話題から入り、徐々に暴力の問題に広げていく工夫も有効である。例えば、子どもがいる男性には、良い父親のあり方について考えてみようという誘い、その中で暴力問題に広げていく方法はある。

実際に小学校で、学校向けの予防教育の教材を使った授業が行われているのか

学校で予防教育の授業は行われているが、明確な枠組みはまだない。例えば、台湾などでは、すべての学校でジェンダー平等教育やデート DV 防止教育のための学習時間数が定められていると聞いているが、日本ではまだそこまでの強制力はない。

中高生に対する教育にデートDVというテーマを持ち込むことに対し、抵抗やためらいはなかったのか

学校の現場でデートDVなどの内容に関する授業を行うことには、日本でも長年抵抗が起きていた。ジェンダー、GBV、性に関することを学校で教えようとすると、保護者から反対があったり、学校の教師もためらったりしていた。しかし近年、日本では子どもの性被害が顕在化しており、早期からの教育の必要性に対する関心が高まってきた。日本の状況が大きく変わりつつある。

日本での取組の効果はどうだったか

厳密な意味での効果の測定にまで至っていないものの、ジェンダー問題に関心を持つ男性も増えてきている。以前は、ジェンダー問題といえば女性の問題であると考え、ジェンダーの話をするとう男性たちが離れていく雰囲気があった。しかし、ジェンダー問題が自分の問題であると感じる男性が増えてきており、特に若い男性たちの間で積極的にジェンダー分野に取り組む気運が高まっている。

(4) 第4回交流会

1) 日時

2022年1月20日(木) 日本時間午後7時から

2) トピック

ワンストップセンターの役割と支援の実際

3) 講師

特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京 (SARC 東京) 理事長 平川 和子

4) 参加者

コンゴ民(政府)、コンゴ民(支援団体)、ブルキナファソ(政府)、ブルキナファソ(支援団体)、マダガスカル(政府)、マリ(支援団体)

5) 講義(講義概要は13ページ参照)

性暴力救援センター・東京(SARC 東京)は、性暴力被害者の被害直後の初期対応から医療相談、法律相談までを行うワンストップセンターである。SARC 東京の活動として、性暴力被害者に提供される包括的なサービスの内容についての講義が行われた。声を奪われた被害者の権利を擁護し、被害者を医療機関や法律相談につなげるアドボケイトの役割の重要性が強調された。

6) 質疑応答

日本では、ワンストップセンターの持続的な活動が可能なのか

民間団体が基盤となり、東京都と協働することで、活動の継続はできている。近年、子どもへの性暴力に関する法律ができたことは、継続的な活動、安定した支援の実施の強力な追い風となった。全国でワンストップ支援センターを取りまとめる全国連絡会が組織されているほか、SARC 東京も関東との近郊連絡会を持っており、広域での継続的な支援の実施を目指している。

ワンストップセンターの存在は、周辺のコミュニティでは受容されているのか

2012年にセンターを始めた時には、病院の中にセンターを構えたが、性犯罪に関する支援をしていることを知った大家から「ここにいないでほしい。」と言われ、移転したという経緯がある。まだまだ偏見の目が地域の中にあつたと考えている。

被害者のデータを収集する中央化されたデータベースがあるか

SARC 東京は電話での相談件数が多く、手作業に膨大な時間を費やしているため、3年計画でデータベース化を始めた。現在は紹介状を書いているため、産婦人科や精神科、弁護士、警察といった関係者と話す際に、被害者が何度も同じことを説明しないといけないという事態を回避している。被害を話すことは非常に勇気のいることだということに留意する必要がある。このように「支援」と「文書」が結びつくことで、被害者の負担が軽減される。

ワンストップセンターでのアドボケイトはどのような人がやっているのか

SARC 東京の支援員40人がアドボケイトの役割を担っている。沈黙を強いられていた性被害者に対し、相談員も沈黙してしまうと支援にならないので、相談員はアドボケイトとして被害者が声を上げていくために働きかける役割を持っている。

ワンストップセンターの活動資金はどのように調達しているのか

内閣府の交付金もあるが、東京都とも交渉し補助金が得られるようになった。講師自身が報酬を寄付として団体に還元してきた。また、日本では妊娠中期以降の中絶には40万円ほど費用がかかるが、SARC 東京でひまわり基金という別団体を作り、そこで費用を貸し出している。より広く呼びかけ資金を集めたいと考えている。

法律相談を行う弁護士はボランティアなのか。どのような協力関係を築いているのか

弁護士はほとんどがボランティアである。裁判となった際に受任する弁護士には、被害者が必要経費を支払うことになっている。これまで東京都に資金を出してほしいと要望して、ようやくお金が少し出るようになった。しかし、依然として弁護士費用や裁判に関してすべての被害者の金銭面での支援は難しいのが現状である。

家族から性暴力を受けた被害者は、初期対応の時にどこで生活をするのか

性暴力被害者の避難に関する制度は構築されていない。公的な保護施設を使う場合もあるが、民間の保護施設に入所したり、医療機関を保護施設の代わりに使用したりするというのが現状である。被害者が児童の場合には、母子で避難することもある。いずれの場合も、個別に対応するしかない。DV被害者は、公的な保護施設に滞在することができる。その後、住まいを探して転宅したりして、次の段階の自立支援に移る。

7) その他コメント

各国に複数のワンストップ支援センターが設置されていることが、参加者間で共有された。政府が継続的にGBV被害者の支援を行えるよう、制度化して政府が予算をつける動きがあることも紹介された。

参加者の国にある病院を拠点としたワンストップセンターの事例も共有された。病院拠点型のワンストップセンターでは、被害者への差別を避けるため、心理的ケアや法律、医学、司法、社会の再統合といったすべての包括的な支援を病院で受けられるようになっている。

(5) 第5回交流会

1) 日時

2022年1月21日(金) 日本時間午後7時から

2) トピック

東京都女性相談センターの事業について—配偶者暴力相談支援センターとしての役割—

3) 講師

東京都女性相談センター(東京都福祉保健局) 事業担当・課長代理 松田 由美

4) 参加者

コンゴ民(政府)、コンゴ民(支援団体)、ブルキナファソ(支援団体)、マダガスカル(支援団体)、マリ(支援団体)

5) 講義(講義概要は7ページ参照)

配偶者暴力防止法に基づいて設置された「配偶者暴力相談支援センター」に関して、東京都女性相談センターが担う、相談、一時保護(保護施設機能)、保護命令制度の利用に関する情報提供、各種証明書の発行、という4つの役割についての講義が行われた。一時保護中のDV被害者支援の流れと内容、実際に生活する場所が紹介され、被害者のエンパワーメントと本人の意思を尊重した自立支援の重要性が強調された。

6) 質疑応答

一時保護を受けた被害者は、その後どのような生活をするのか

一時保護期間は概ね2週間程度を目安としており、中長期的な居場所を必要とする場合は、対象者に合った福祉施設等に入所することができる。単身者は婦人保護施設、母子は母子生活支援施設に移って生活することが比較的多い。単身者が入所する婦人保護施設では、精神的ケアや自立に向けた訓練をするための試みとして、作業療法も兼ねた施設内作業がある。施設内作業では、主に編み物や織物、洋裁、アクセサリーなどの手工芸品を作って販売し、本人に工賃が支給される仕組みがある。婦人保護施設には入所期限はない。個人の心身の状況に応じて、仕事を得た後、精神的かつ経済的準備が整った場合は、比較的賃料が安価な住宅や、国と地方公共団体が低所得者向けに割安な賃料設定で提供する公営住宅に移り、各々生計を立てる。母子生活支援施設は、概ね2年間入居でき、職員が母子の生活をサポートしたり、就労支援を行ったりしている。婦人保護施設や母子生活支援施設以外には、生活保護を受けながら就労し、経済的自立を目指すために宿泊施設を提供される。

一時保護施設の入居者は医療保険などを利用して、無料で医療を受けることができるのか

入居者全員が医療保険に加入しているとは限らない。もしくは加害者名義の医療保険に入っている場合は、その保険を利用することで居場所が加害者に知られてしまうこともあるため、その場合は、保険の離脱手続きを取るなどして、保険を利用せずに自己負担で医療を受けることもある。低所得者で医療保険に未加入の場合は、生活保護のサービスで医療を受けることができる。

保護命令のうち、退去命令が出ると2か月間家を離れるとのことだが、なぜ2か月離れなければならないのか

退去命令は、2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去及び住居の付近のはいか

いの禁止を命ずるものである。被害者が引っ越しのために自身の荷物をまとめたり、新しい住まいを見つけたりする時間が必要となることから、設けられているものである。ただし、加害者に転居させることを目的として申し立てることはできない。

一時保護施設における滞在期間が平均2週間なのは理由があるか

被害者の支援策を見つけるための期間として2週間を目安としているが、気持ちが変わって1日で自宅に帰る人もいれば、適切な退所後の行先が見つからずにやむを得ず長期間保護施設に滞在する人もいる。一時保護施設では外出や通信の制限があつて、比較的自由が束縛されており、東京都女性相談センターとしては2週間のうちに退所後の行先を見つけられるようにしたいと考えている。

女性が家に帰る際には、加害者との間で仲裁や仲介といったプロセスがあるのか

女性が施設にきたことを後悔し再考した結果、家に戻る際には、本人の意思を尊重する。東京都女性相談センターとして、被害者と加害者との仲裁は行っていない。もしうまくいかなければ、再び婦人相談員に相談したり、警察に保護を求めたりするよう被害者に伝え、送り出している。

被害者が一時保護施設に行く場合、加害者であるその配偶者はどのように反応するか

日本でも、加害者である配偶者が所在の分からなくなった妻を捜し、警察に行方不明届を出すことが多い。東京都女性相談センターでは、警察と連携して、警察が行方不明届を受理しないよう依頼したり、電話で応答する際には「問合せには応じられない。」と答えたりするなどの対応を取る。配偶者暴力防止法の制定により「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられたことに伴い、住所が特定されないようにセンターの看板を外し、地図上に東京都女性相談センターと記載されないように措置を講じている。センターはオートロックで施錠されているが、職員の入る隙を狙って加害者が入ってくる場合などを想定し、警察の協力を得ながら職員が日常的に訓練を行っている。

一時保護施設では加害男性も受け入れているのか

加害男性への対応は行っていない。東京都における配偶者暴力相談支援センターとして、広域に「東京都女性相談センター」と「東京ウィメンズプラザ」が設置されている。後者の東京ウィメンズプラザで行っている一般相談では、男性からの相談も受け付けており、加害男性が電話を掛けてきた場合も相談に応じていると聞いている。

施設を離れた後、被害者の生活維持のために最低限の必要資金を得られるシステムはあるか

日本には生活の自立を援助することを目的とした生活保護制度があり、最低限の生活を営むために必要な住居費や食費、医療費などを賄うことを目的として現金を支給している。経済的な搾取や虐待により離婚した際、元配偶者から適正な財産分与や慰謝料が支払われることもなく、仮に子どもがいても養育費も支払われないなどの状況から、経済的に困窮し、加えて自身も働くことができない事情がある場合には、生活保護が適用される。まとまった資金を必要とする場合には、公的サービスの貸付金を利用することもできる。

(6) 第6回交流会

1) 日時

2022年1月24日(月) 日本時間午後7時から

2) トピック

参加者による意見交換

3) 参加者

コンゴ民（政府）、コンゴ民（支援団体）、マリ（政府）、マリ（支援団体）、日本（政府）、日本（支援団体）

4) グループ討議の内容

計5回の交流会の講義と質疑の内容を振り返った後、2つの小グループに分かれてグループ討議を行った。各グループは、「講義の中で最も印象に残った取組」、「交流会を通じて得た学びの活用」という2つのテーマについて話し合った。討議の後、各グループがその結果を共有した。

講義の中で最も印象に残った取組

加害者支援

加害者を罰するのではなく何らかの支援を提供することは、逆に加害に拍車をかけてしまうのではないかと考えていたが、そうではないと学んだ。GBV の取組に男性を巻き込むために、男女両方に関心を持ってもらえるようなテーマを見つけることの重要性を理解した。

被害女性の自立支援制度

女性のエンパワーメントのためには、経済的な自立が不可欠である。被害女性の自立支援に関する講義では、職業訓練が資金面だけでなく社会心理学的な面からも重要であるという点を新たに学んだ。

学校における GBV 防止教育

日本では、発達段階に応じた生命(いのち)の安全教育が行われているのが印象深かった。自国では、学校における GBV 防止教育はまだ何も行われていないので、その必要性を感じた。

民間団体の役割

GBV 対策においては、NGO をはじめとする民間の支援団体の役割が鍵となっている。そのような支援団体の取組がうまくいこう、国が資金面などでの支援を続ける必要がある。また、支援団体間の情報共有が十分に行われていない現状があるため、交流の機会を持つ必要がある。

GBV 対策における課題の類似性

日本とアフリカ各国の政府・支援団体からの参加者は、国や所属先は異なるが、GBV の現状や直面している課題に多くの類似点があることを理解した。特に、若い人材の育成が急務であり、養成講座の実施が求められる。

交流会を通じて得た学びの活用

加害者へのアプローチ

日本では、経済的理由や育児などを理由に、DV 被害を受けていても家から出ていくことができない被害女性が多い。この場合、加害者と同じ家に住み続けることにより、継続的に DV 被害を受けることになる。被害女性が加害者と同じ家に住みながら、DV 被害から逃れるためには、暴力を振るわないよう加害者の行動を変えていく必要がある。政府が加害者の行動変容や更生に携わることも重要となってくる。

男性の巻き込み

コミュニティや学校を対象に、GBV やセクシュアル・ハラスメントに関する啓発活動を行っている。男性にこのような活動を自分事と捉えてもらうため、GBV の問題に耳を傾けてもらえようなる手立てを考え、男性も巻き込んで活動していきたい。

被害女性の自立支援

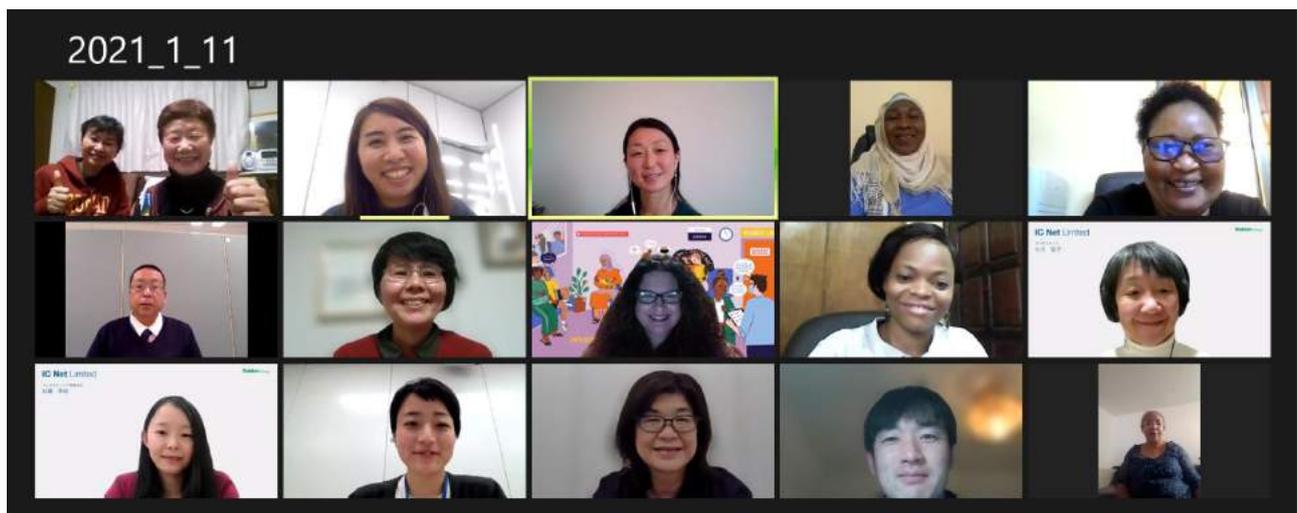
コロナ禍で負の影響を多く受けるのは女性であることを再確認した。特に若年層への影響が大きいことから、若い女性を受け入れるための支援を始めており、他の支援団体や他の保護施設とも情報共有しながら、民間の支援団体の能力強化を行っていききたい。

女性のための一時保護・宿泊支援

自国でも、特に DV 被害者のための一時保護・宿泊支援を行うようなプロジェクトを企画したい。DV 被害者は多いのに有効な解決策が見つからない。今回の議論をきっかけにして、参加者同士で遠くからでも協力したり、資金面での援助を見つけたりしていきたい。

今回の学びの共有

交流会を通して多くの学びを得た。自国の GBV 分野の活動計画を立案する立場を活かして、計画策定ワークショップのような場で、今回の学びを積極的に共有していきたい。



Ⅲ. 公開セミナー

1. 概要

(1) 公開セミナーの目的

「令和3年度アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業」の一環として、公開セミナーを開催した。目的は以下のとおり。

- GBV 対策におけるアジア・太平洋、アフリカの課題と取組に関する基調講演とパネルディスカッションを通じて、GBV 防止に係る法制度に関する各国の取組、成果、課題を深く理解する。
- 各国の取組を日本の一般参加者を含む GBV に取り組む人々と広く共有する。
- 国内、アジア・太平洋、アフリカのそれぞれの地域内、及び地域を超えたネットワークを促進し、さらなる知見・経験の共有につなげる。

(2) 公開セミナーの内容

1) 実施日時・形態

令和4年1月27日（木）日本時間午後7時～9時 オンライン開催

2) プログラム

① 開会挨拶：野田 聖子 女性活躍担当大臣 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

② 基調講演：佐藤 摩利子 国連人口基金（UNFPA）駐日事務所長

テーマ：「ジェンダーに基づく暴力（GBV）対策におけるアジア・太平洋、アフリカの課題と取組—みんなの権利。みんなの選択。からだの自己決定権を求めて—」

③ オンライン交流プログラムの参加者によるパネルディスカッション

テーマ1 「コロナ禍、ポストコロナの GBV の現状と取組」

テーマ2 「GBV 予防と加害者対応プログラム」

④ 閉会挨拶：林 伴子 内閣府男女共同参画局長

(3) 参加者

総数：64人

「令和3年度アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業」のオンライン交流会参加者 計13人（コンゴ民、マダガスカル、ブルキナファソ、マリ、オーストラリア、ナミビア、シエラレオネ、日本）

日本の GBV 関係者含む一般参加者 計51人

2. 基調講演

(1) 講師紹介と講演の概要

国連人口基金 駐日事務所

所長 佐藤摩利子

令和2年度「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業

ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて」検討委員会 委員



秋田市役所、邦銀（ニューヨーク）に勤務後、シティーネット（横浜）を経て、1998年国連ハビタット・アジア太平洋事務所（福岡）入所。同ジュネーブ事務所、同バンコク事務所長を経て、2017年9月より現職。ニューヨーク州立大学学士号（女性学）、コロンビア大学国際公共政策大学院（SIPA）修士号（国際関係学）取得。

「ジェンダーに基づく暴力（GBV）対策におけるアジア・太平洋、アフリカの課題と取組—みんなの権利。みんなの選択。からだの自己決定権を求めて」

女性のからだの自己決定権への新型コロナウイルス感染症の影響

国連人口基金（UNFPA）では、すべての人が性と生殖に関する健康・権利を享受するための3つのZEROミッションを定めており、その1つがGBVと児童婚などの有害な慣習をZEROにすることである。しかし、パンデミックによるロックダウン、移動の制限、経済の悪化、貧困や格差の拡大により、ジェンダーに基づく不平等が増幅された結果、社会的・経済的に脆弱な女性がGBVに遭うリスクが急増している。GBV被害者の保護・支援のサービスや加害者を訴追するシステムへのアクセスが減少し、予防のためのさまざまな取組も滞っている。パンデミックに追い打ちをかけるように、紛争の悪化、原理主義が台頭する世界情勢の中で、からだの自己決定権が侵害され、GBVの深刻な被害が浮き彫りになっている。連帯し支援を継続・強化することが国際社会の喫緊の課題である。

国連事務総長による新型コロナウイルス感染症のGBVへの影響に関するメッセージ

世界人権宣言や女子差別撤廃条約（CEDAW）、SDGsをはじめとしたGBV撲滅のための国際的枠組みのもと、国連全体でさまざまな取組がなされている。国連事務総長は下記のメッセージを発出した。

- ・オンラインサービス及び市民社会組織への投資を拡大する
- ・加害者を訴追できるような刑事司法制度を維持する
- ・薬局や食料品店に緊急警報システムを設置する
- ・被害者保護施設を必要不可欠なサービスと定める
- ・女性が加害者に知られることなく安全に支援を求められる方策を確立する
- ・意識啓発キャンペーン（特に男性・男児を対象とするもの）を拡大するなど

UNFPAのGBV対策の取組

UNFPAでは、134以上の国と地域で、GBVの被害者支援、GBV予防・撲滅に向けたプログラムを実施しており、新型コロナウイルス感染症に対処するために以下の事業を継続・強化している。

- ・予防とリスク削減活動
- ・命を守りGBVに対応するための必要不可欠なサービス提供

- ・サービスの革新的な供給モデルの確立
- ・GBV 対応サービスのための（助産師など）能力開発
- ・調査と被害情報データ収集に基づく政策立案：kNowVAWdata⁵、地域別ダッシュボードなど

コロナ禍の新しい形、バーチャルでの GBV「デジタル暴力」への警鐘

デジタルネイティブといわれる Z 世代、ミレニアル世代にとって、暴力も仮想空間に移行している。UNFPA では「ジェンダーに基づく暴力に反対する 16 日間」キャンペーンをグローバル展開し、日本においても「#STOP デジタル暴力キャンペーン」を通し啓発を行った。その中で、「bodyright（からだに関する著作権）」を提唱し、デジタルプラットフォームを提供する会社などに対して、オンライン上には著作権の侵害だけでなく、女性のからだに関するさまざまな侵害が存在していて、深刻な状況であることを訴えた。

持続的な GBV 撲滅の体制づくり（本事業の議論からの分析・総括として）

GBV 予防、GBV 被害者の保護・エンパワーメントのためには、政策・立法（アップストリーム）の体制づくりと被害者支援（ダウンストリーム）の両方からのアプローチが有効である。そのためには政府、立法府、自治体、サービスプロバイダー、被害者などさまざまなアクター間の調整・協力体制の強化、連帯・結束が必要である。GBV 撲滅を可能にする持続可能な環境づくりに向けて、成功事例や技術などを共有し、ネットワーク強化を継続していきたい。

質疑応答

日本においてリプロダクティブ・ヘルスの教育やアクセス改善に、どのような取組が必要か

日本では昨今、若い世代の間でリプロダクティブ・ヘルス/ライツを求める声が上がりがち、#なんでもないプロジェクトや生理の貧困、緊急避妊薬の議論などもメディアで取り上げられ、政策を動かしている。UNFPA は、タブーとされてきたからだに関する対話を推進する「Let's Talk!」というプラットフォームを提案している。女性が産む性として誇りを持ち、問題を解決するために声を上げられる文化を醸成すること、また、望まない妊娠を減らすためにも、学校教育においても包括的な健康教育を進める必要がある。

デジタル暴力対策についてベストプラクティスはあるか

デジタル暴力やヘイトスピーチに対して、プロバイダーがアップロードの制御システムを設けている。また、bodyright キャンペーンでは、女性のからだの権利を著作権と同様に主張していくアクションが広がった。デジタルの問題はデジタルで解決することができると思う。

GBV 対策への男性の巻き込みをどのように行っているか

保健師や助産師やコミュニティリーダーを巻き込み、意識啓発を行っている。また、学校では男子生徒に対して行動変容のための啓発を行っている。男性が性暴力の被害者となることもあり、GBV 解決のためには女性だけではなく男性たちが暴力をなくす文化を目指して活動することが必要である。暴力がなくならなければ国連の目指す平和な世界は実現できない。

⁵ UNFPA とオーストラリア政府のイニシアチブで、女性に対する暴力の撲滅に必要な、正確で信頼性が高く、比較可能なデータ収集をするための技術支援・能力強化の取組。

3. パネルディスカッション

(1) コロナ禍、ポストコロナの GBV の現状と取組

1) パネリスト（敬称略）

マーレイン・ンデレラ（コンゴ民、Cris du Peuple Opprimé (CPO-ONG)）

ブリジット・ヤメオゴ（ブルキナファソ、Mwangaza Action）

パトリシア・ボドソア・オリヘン・ラソロンジャトボ（マダガスカル、人口・社会保障・女性振興省）

2) パネリスト発言要旨

マーレイン：コンゴ民のコロナ禍における GBV の現状は非常に複雑である。東部で武力紛争による人道的危機が生じた。そこで GBV が横行し、多くの女性が GBV の犠牲となっている。3人に1人が一生に1度は GBV に遭うという統計もある。UNFPA が発表した統計でも明らかになったが、この数か月でコンゴ民にある 26 州のうち、11 の州で暴力が非常に増えている。最も深刻な状況にあるのが、自分が活動している中央カサイ州という地域で、1万9千件の GBV が発生している。

新型コロナウイルス感染予防のため、政府の指示によって、さまざまな支援機関が閉鎖し、啓発活動が一時停止となったために被害女性が支援を受けにくい状況となっている。加えて、外出規制措置で家にいる時間が長くなった。女性も男性も仕事がなく、家庭内での身体的・精神的暴力が悪化している。コンゴ民では望まない妊娠は既に深刻な問題であったが、特にコロナ禍の休校や家庭の経済状況の悪化により、少女たちが性を売らざるを得なくなり、望まない妊娠、若年妊娠、児童婚が増えている。

このような状況下で、我々の団体は、継続的な支援の提供に取り組んでいる。例えば、ホットラインを運営している。地域のラジオ局での啓発活動も行っている。また、マスク、手洗い器、消毒液などの衛生用品 100 セットを配布した。妊娠して学校に復学できない少女たちにも生理用品や衛生用品を配布した。さらに、女性の社会経済的状況が非常に悪化している状況を踏まえて、女性 385 人を対象に収入向上に必要な支援について調査した。国連難民高等弁務官事務所、米国大使館、当団体の資金で IT などの職業訓練を実施した。この他、女性の経済的自立を促進するために、脆弱な女性たちに小規模ビジネスや家畜の飼育のための支援物資を配布した。

ブリジット：ブルキナファソでも、コロナ禍の GBV は現実の問題であり、件数は大幅に増加した。経済的な状況が悪化したことによるストレスで、家庭内の問題が増加したことが原因となっている。暴力の形態としては、脅迫、侮辱、殴打、負傷に加えて、殺害の脅迫もある。被害者には妊娠中の女性も含まれる。コロナ禍で失業して、厳しい経済状況にある家庭が増えている。当初、夜間外出禁止で夫が家にいることに女性は喜んでいたが、徐々に緊張した関係に変わり、家庭内での暴力が増えているとの報告がある。

新型コロナウイルス感染症によって、リプロダクティブ・ヘルスに関するサービスへのアクセスに影響が出ている。家族が仕事を失い、収入が減ったため医療機関へ行けなくなり、医療サービスを受けられない事例もある。医療機関で、リプロダクティブ・ヘルスに関する情報やサービスが得られない結果、コロナ禍の妊娠が増えている。

新型コロナウイルス感染症対策により失業したり収入が減ったりしたことが、生活手段の不安定さや家庭の脆弱性につながっており、家庭内の緊張を高めている。外出制限や失業により、家にいる時間が長くなることから生じるストレスを暴力で発散させてしまう。また、新型コロナウイルスに感染するこ

とや感染により死に至ることへの恐怖が、暴力となって現れる家庭もある。「コロナ禍の最初のころは、夫が家にいつもいるので良いと思ったが、時間が経つにつれて、もう耐えきれない。」という声が聞かれる。

若い女性の望まない妊娠や若年妊娠、児童婚が増えるとともに、近親相姦による妊娠も報告されている。医療施設外での人工中絶も増えており、女性と少女の健康に害を及ぼしている。

コロナ禍の外出禁止措置や GBV 対策のための活動が一時停止となっている期間、法で禁止されている女性性器切除が増加する懸念が示された。UNFPA の 2020 年の報告書によると、外出禁止措置、休校、緊急支援シェルターの閉鎖などによって、200 万人の少女たちが女性性器切除されるリスクに直面しているというデータもある。そして、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、不確かな情報に基づくコミュニティ内での感染への恐れが強くなった結果、支援団体を含むコミュニティへの信頼が揺らいでいる。この信頼回復が課題であり、支援団体職員の感染予防をしながら、啓発活動や被害女性への支援を進めている。

パトリシア：GBV の状況について、マダガスカル人口・社会保障・女性振興省が UNFPA と調査を実施した。これによると、17.1%の女性が外出規制によって家庭内暴力が増えていると回答し、また、18%が、自分自身が GBV の被害者であると答えている。この状況に対して、同省と支援団体が連携して、ホットラインを開設したり、一時的な保護施設を運営したりして支援している。テレビ番組を制作して GBV の啓発活動や支援情報を届ける取組も行った。

一般に家庭の経済状況が悪化すると、GBV が悪化するリスクが高まる。コロナ禍で夫が仕事を失うと家庭の収入が途切れ、強いストレスが暴力につながる原因となり得る。このため、政府として雇用創出や職業訓練の取組を進めるとともに、ホットラインで連絡してきた被害者にこれらの取組について情報を提供している。

このほか、支援員の能力強化・人材育成が急務となっている。特にコロナ禍で、必要な支援を提供するために、能力強化の取組を加速させる必要がある。支援内容も、医療的ケアだけではなく、法的アドバイスや社会復帰のサポートを提供できるように努めている。

3) 質疑応答

支援団体や政府による男性を巻き込んだ具体的な GBV 対策・取組は実施されているか。男性はこのような取組に関心を持っているのか

マーレイン：GBV の 98%は、男性による女性への暴力であることから、GBV 防止には男性が変わることが不可欠である。従って、男性が単なる傍観者ではなく、GBV を自分事として捉えて、当事者意識が持てるよう働きかけるようにしている。女性の権利というと、男性には関係のないものと考えられがちだが、女性だけの問題ではない。昨年から参加しているアジア・太平洋、アフリカの女性交流事業を通して、男性を巻き込むためのさまざまな戦略を知ることができた。例えば、良い父親になるためにはどうするかといった、男性の興味・関心に合い、男性が話しやすいような問いかけから対話を始めることが可能だということ、また男性性を表現するためには暴力を行使しなくてもよいと伝えることが有効だと学んだ。また、加害男性は心理的・精神的問題を抱えていることもあるので、加害男性に対して更生プログラムが必要だと理解できた。

ブリジット：ブルキナファソで、我々の団体は、GBV に関してコミュニティレベルで男性グループと女性グループに分けて話し合う場を持っている。まず別々に対話する場を持ち、その後2つのグループで話し合っている。男性と女性がともに行動してさまざまなイベントを開催することで、男性による GBV の見方を変え、GBV を根絶することが可能だと信じて日々活動している。

パトリシア：マダガスカルでも、男性を巻き込んださまざまな活動を行っている。啓発活動用に制作したテレビ番組は、男性を対象にしており、番組の視聴が、男性の価値観や行動の変容につながることを目指した。ジェンダー問題に敏感な男性になること、ポジティブな男性性を推進すること、暴力にノーと言うこと、女性に暴力を振るわない、というメッセージを込めた。

今後の展望、ポストコロナの見通しについて、支援団体や政府の取組について教えてほしい

マーレイン：コンゴ民における新型コロナウイルス感染症の影響について、ユニセフが調査を行った。この中で、67%の教員が、12歳から17歳の少女の就学率が児童婚により大幅に減少し、15%の家庭が失業により2019年の新型コロナウイルス感染症の流行前よりも収入が減少したと回答した。このような状況に対応するために、啓発活動を通して新型コロナウイルス感染症の予防対策を強化することと、政策決定者に対してGBV対策のアドボカシーを強化するよう提言する。児童婚を防ぎ、子どもたちが通学できるよう呼びかける必要がある。そして、女性の経済的自立を強化することが大変重要である。女性は親として、家事・育児をするだけでなく、経済力をつける必要がある。1日5ドルでも報酬があることが望ましい。経済的に自立していなければ自分に自信を持たないために加害者に対して声を上げられず、暴力の被害者となることが多い。研修や職業訓練を通して、女性が収入を得る術を身に付けられるように、女性たちをエンパワーする活動を推進していきたい。

ブリジット：コロナ禍では人々が他者への信頼の気持ちを回復することが課題である。我々はコミュニティで活動する支援団体として、啓発活動、予防を引き続き行っていきたい。新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響で、ブルキナファソ政府が50人以上の集会を禁止して、これまでどおりの活動ができなくなったが、我々のさまざまな取組にコミュニティの人々の参加を促していきたい。そして何より、多くの被害女性を助け、コミュニティ全体でGBV対策を行い、GBVを根絶していきたい。

パトリシア：優先事項として、GBVの啓発活動を強化する必要がある。マダガスカルには、男女平等推進の政策がある。これらの政策の具体化と、男女平等の計画綱領を実現してGBVに関する法律を制定することで、多くの人がGBVの定義を理解できるようにしたい。コロナ禍でGBVに取り組む関係者・団体は、お互いの活動内容や団体情報を十分把握していなことが明らかになったので、ステークホルダーのリストも作成したい。最後に、女性の経済的自立を強化するために、職業訓練の提供や、ジェンダー問題に敏感な男性を巻き込んでポジティブな男性性の推進に貢献したい。

(2) GBV 予防と加害者対応プログラム

1) パネリスト (敬称略)

タニヤ・コバック (オーストラリア、Gender Equity Victoria (GENVIC))

ラヒミサ・カムインゴナ (ナミビア、ジェンダー平等・貧困削減・社会福祉省)

ベロニカ・セロン (ナミビア、One Economy Foundation (ONE))

2) パネリスト発言要旨

ペロニカ：これまでナミビアでは GBV の被害者支援が主流だったが、昨今は加害者にも対応する必要性が認識され始めた。新しい分野の取組であるため、まず研究と調査から始めた。調査協力者は加害者、被害者、直接被害者を支援している人たちなどで、調査結果を踏まえ加害者プログラムを立案した。証拠に基づいた包括的で学際的なプログラムであることが特徴である。さまざまなセクターの人々と協力し、被害者だけではなく加害者にも便益があるように図っている。また、GBV 予防にも力を入れている。

この加害者プログラムの中でベストプラクティスと言えるのは、まず、受刑者を含む加害者に限らず、警察官、ソーシャルワーカー、更生プログラムの提供者、被害者の支援員も対象とした研修と能力強化活動である。次に、加害者の更生と社会復帰のための職業訓練、機材供与、小規模貸付、雇用サービスなどの提供である。また、加害者、元加害者などに、今までの経験を若者や支援団体、議員などを対象に話してもらう啓発活動を行っている。社会復帰のプロセスで加害者は被害者とともに活動することもある。どの活動も、加害者が刑務所を出所したときに、自信をもって前向きに尊厳を持って生きていけることを目指している。刑務所内で実施した研修を受けた加害者が、出所後に GBV 反対運動を行い、学校などで子どもたちを対象に啓発を行うなどの効果も現れている。

加害者プログラムの実施から学んだことは、関係者間で責任と役割を明確にすることの重要性である。関係者間で覚書を作成・締結したり、サービス提供者の間で合意することにより、責任と役割を明確にすることができる。

タニヤ：オーストラリアでは GBV が深刻で、1 週間に 1 人の女性が、GBV が原因で死亡している。また、4 人に 1 人の女性が 15 歳までに身体的暴力、あるいは性犯罪に遭う。オーストラリアで初めて加害者を巻き込む動きが始まったのは、家庭内暴力に関わる王立委員会が 2016 年に設立されたときである。2016 年から 2021 年まで、この委員会が目指したのは、司法システム、コミュニティへの介入、リスクマネジメント、そしてコロナ禍の GBV への対応だった。一方、我々の団体では、議会内の GBV とジェンダーに基づくサイバーヘイトに焦点を当てている。また、「行動する傍観者プロジェクト」も実施しており、若いゲーマーに対するサイバー・セーフティ・トレーニングを提供している。

加害者へのアプローチの手法は、GBV 事案の性質によって異なる。近親者による家庭内暴力に関しては、メディアを活用した国・地方レベルの行動変容キャンペーン「行動する傍観者プロジェクト」が、周囲の男性の行動変容を促すよう男性に呼びかけている。また、その他の性暴力に関しては、法改正と司法制度に焦点を置き、同意の有無について立証責任を問わないようにする法改正を議論した。また、職場でのセクハラに関しては、職場の責任を問うと同時に、同僚社員に対しセクハラを傍観せず行動するよう求めた。議会内の GBV については、2021 年 11 月に初めて調査報告書が取りまとめられたところである。我々の団体では、サイバーヘイトに対抗するキャンペーンを実施中である。教訓は、加害者になってしまう本当の原因を探る研究が、実効性のあるプログラムを計画するには必須ということである。オーストラリアでは、ようやく本格的な研究報告書がまとまる場所である。

ラヒミサ：ナミビアでは、33%の女性と少女がGBVを経験し、少女の21%は10代になるまでにGBVを経験している。また、児童婚などの有害な慣習もある。これらの対策の1つとして、政府と支援団体が連携して全国的に展開しているのが、コミュニティの男性を巻き込んだプログラムである。具体的には、学校を卒業したばかりの若い男性に対する啓発活動や、コミュニティの中でGBVにつながる文化や有害な慣習について考える啓発活動を行っている。また、男女間の不均衡な力関係やGBVについて、男性たちが話せるようなプラットフォームを提供している。このプログラムは、ジェンダー・リエゾンオフィサーという連絡・調整を担当する役職の人々が、コミュニティのさまざまなゲートキーパー⁶と一緒に、アドボカシーや啓発活動を行っている。

男性を巻き込む活動には政府が資金を提供しているが、政府の資金には限りがある。そのため、連携したいすべてのグループとの協働が実現しているわけではない。例えば、若い男子学生を巻き込むプログラムをさらに展開したいと考えているが、資金不足で実現困難な状況である。現在、ありがたいことにさまざまな国際機関から支援を受け、種々のプログラムを展開できているが、資金不足の課題は深刻である。今後取り組みたい活動は、ソーシャルワーカーや支援員のいっそうの能力向上である。これを通じ、より広い範囲のコミュニティにアクセスすることが可能となる。また、全国の学校のカリキュラムにGBVの学習計画を取り入れたり、学生のスポーツ活動の中にGBV啓発の研修を入れたりして、さらに男性を巻き込むプログラムを展開したいと考えている。

3) 質疑応答

加害者プログラムは訓練された民間団体によって実施されているのか、どのような研修が行われているか

ペロニカ：政府と民間団体の連携によって研修を行っている。我々は更生施設の職員と密接に協力している。連携する職員の中にはソーシャルワーカーがおり、主に加害者の行動変容に力を入れている。GBVに関する研修の際は、我々は共同ファシリテーターとして関与する。過去に実施したアンケートでは、研修対象の加害者のうち、65%が殺人など重篤な罪を犯していたことが分かった。加害者の更生のために何が必要なかをアンケートで調査し、研修の内容を決定した。また、女性や子どもといった被害者の属性などに考慮して、個別の事例に応じた研修を行った。例えば、性行為に対する同意の問題なども研修ツールキットの中に含まれている。これらの研修の対象は、加害者だけではない。報道を担うメディア業界の職員や宗教リーダー、学生リーダーなど、対象に合わせて研修をカスタマイズしている。昨今、高等教育機関においてもレイプが増加しており、教育機関などの関係組織が責任を持って取り組むことが求められている。また、研修は対面で実施するだけでなく、ソーシャル・メディアを活用しオンラインで実施することも可能である。

加害者支援は法制化されているか

タニヤ：法制化されているかどうかは、どの時点で加害者プログラムの受講を開始するかによる。司法による対応の前であれば、加害者は大抵、任意でプログラムに参加する。義務ではなく任意であるため、いつでも受講をやめることができる。一方、法廷が加害者に対してプログラムの受講を命じる場合もある。この場合は法制化された加害者プログラムとなる。刑事捜査、あるいは刑事司法制度の法廷では、深刻な性的・身体的・精神的な暴力を振るった場合、法廷が加害者プログラムの受講を命ずることがあ

⁶ 悩みや課題を抱えた人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげる人。

るが、義務的な加害者プログラムは、オーストラリアでは存在しない。その理由としてその実効性が明確になっていないこともある。アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業の交流会で、加害者プログラムと被害者エンパワーメントを組み合わせた成功例を聞くことができた。とてもいい取組だが、実施するための十分な資金が支援団体にはないため、取組を広めていくことができない。

加害者プログラムの期間はどのぐらいか

ペロニカ：我々が行っている加害者更生プログラムも、受講は任意である。しかし、任意であるということは自分自身が変わりたいという意志が強いということでもあり、成功率が高まるとも考えられる。プログラムの期間は事案によって異なるが、一般的に性犯罪の加害者プログラムは期間が長い。一方、夫婦間、近親者間、初犯の場合などは期間が短い。また、行動変容には長期間にわたる介入が必要であることが分かっている。研修の設計にはさまざまな分野の専門家が関わり、学際的なチームで研修を計画している。例えば、最近7人をレイプした加害者のケースで、心理学の専門家に心理評価をしてもらい、更生のために必要なプログラムのリストを作成してもらったところ、計24回のセッションが必要だった。この加害者は、すべてのセッションを終えることができた成功事例である。プログラムの効果は、どこまでその参加者が続けようとするか、変わろうとするかの意志にもかかっている。

4. 事後アンケートの結果

参加者の属性や公開セミナーの良かった点、改善点などを把握することを目的として、事後アンケートを実施した。一般参加者 51 人中 30 人から回答を得た（回答率 58.8%）。また、オンライン交流会参加者のうち当日参加した 13 人中 11 人から回答を得た（回答率 84.6%）。結果は以下のとおり（一部抜粋）⁷。

【アンケート参加者の所属区分】（41 人回答）

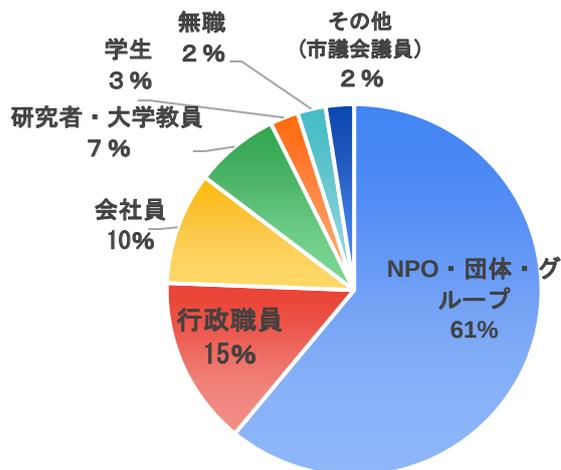


図 1 参加者の所属区分

【現在携わっている GBV に関連する業務や活動の内容（複数回答可、ボランティア含む、業務や活動の対象を女性に限定しない）】（41 人回答）

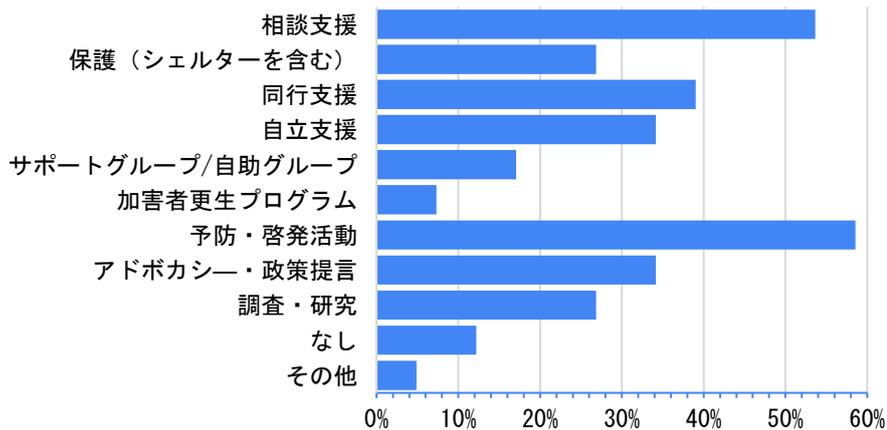


図 2 現在携わっている GBV に関連する業務や活動の内容

⁷ 結果について、一般参加者及びオンライン交流会参加者の回答をまとめて掲載。

【公開セミナーに参加した理由（複数選択可）】（41人回答）

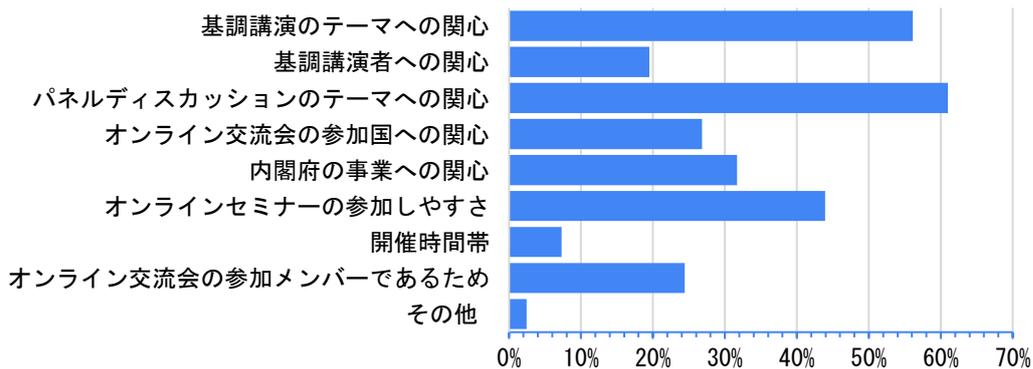


図3 公開セミナーに参加した理由

【公開セミナーの良かった点】（一部要約）

プログラムの内容

- ・ 基調講演で GBV 撲滅に向けた国際的な枠組みや、UNFPA の取組について学ぶことができた。
- ・ 各国の実務者より、GBV の現状、法制度、取組を具体的に聞くことができた。
- ・ 各国の現状を知り、女性の置かれている状況に国を越えた共通点があることが分かった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が GBV や GBV 対策に及ぼす影響、その影響を解決するための戦略を共有し合うことができた。
- ・ 男性の巻き込みや加害者プログラムの事例を知ることができた。
- ・ GVB の根絶には男性の意識改革が不可欠であることを改めて認識することができた。
- ・ 政府が被害者支援だけでなく、予防に関する取組も行っていることを知ることができた。

その他

- ・ 大陸を越えた各国との交流や意見交換をすることができた。
- ・ オンライン交流会を通して参加者同士の学びがあり、その学びを各国へ持ち帰る意味を感じた。
- ・ オンラインで開催されたので、地方にいながら講演や国外の話を聞くことができた。
- ・ 同時通訳によって、短時間で各国参加者による発表や意見交換を聞くことができた。

【公開セミナーの改善点】（一部要約）

- ・ 内容が大変充実していたため、公開セミナーの時間が短く感じた。
- ・ 内容をより深めるため、ディスカッションや質疑応答の時間が十分にあると良かった。
- ・ パネリストが自己紹介と活動の紹介をする際、現地の写真や要点を示すパワーポイントなどの資料があれば良かった。より理解しやすくなる感じた。
- ・ パネリストに限らず、他の参加者からのコメントも聞くことで、参加者全員のエンパワーメントにつながったのではないかと感じた。
- ・ パネリストの参加国について、アジア、太平洋地域の国からの参加が増えるとより良い。
- ・ 途中退出してしまったので、録画配信があると良かった。

令和3年度 アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業
内閣府 男女共同参画局